

# 包括外部監査結果報告書

令和 5 年度

松 江 市

松江市包括外部監査人  
弁護士 大西 智之

## 目次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第1章 | 包括外部監査の概要.....          | 1  |
| 第1  | 外部監査の種類.....            | 1  |
| 第2  | 選定した特定の事件（テーマ） .....    | 1  |
| 第3  | 特定の事件（テーマ）を選定した理由 ..... | 1  |
| 第4  | 監査対象期間.....             | 2  |
| 第5  | 監査の方法.....              | 2  |
| 1   | 監査の視点.....              | 2  |
| 2   | 主な監査手続.....             | 2  |
| 3   | 監査の対象.....              | 3  |
| 第6  | 監査の実施期間.....            | 5  |
| 第7  | 監査従事者.....              | 5  |
| 第8  | 利害関係.....               | 5  |
| 第2章 | 監査対象の概要.....            | 6  |
| 第1  | 松江市の歳入歳出の状況.....        | 6  |
| 第2  | 松江市の委託契約の全体像.....       | 7  |
| 1   | 金額の推移.....              | 7  |
| 2   | 契約手法.....               | 7  |
| 第3  | 松江市の財政の健全性について .....    | 9  |
| 1   | 健全化判断比率.....            | 9  |
| 2   | 松江市中期財政見通し.....         | 10 |
| 第3章 | 地方公共団体における契約の締結方法 ..... | 12 |
| 第1  | 総論.....                 | 12 |
| 第2  | 一般競争入札.....             | 12 |

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1   | 概要 .....                   | 12 |
| 2   | 予定価格制度 .....               | 13 |
| 第3  | 指名競争入札 .....               | 15 |
| 1   | 概要 .....                   | 15 |
| 2   | 政令等による規律 .....             | 16 |
| 第4  | 随意契約 .....                 | 17 |
| 1   | 概要 .....                   | 17 |
| 2   | 政令による規律 .....              | 17 |
| 3   | 松江市随意契約ガイドライン .....        | 19 |
| 4   | 随意契約に係わる事務処理の流れ .....      | 20 |
| 第5  | プロポーザル方式 .....             | 22 |
| 1   | 概要 .....                   | 22 |
| 2   | プロポーザルガイドラインの概要 .....      | 22 |
| 第4章 | 業務委託について .....             | 25 |
| 第1  | 委託契約の性質 .....              | 25 |
| 第2  | 地方公共団体の委託契約 .....          | 25 |
| 第3  | 雇用契約・労働者派遣契約と委託契約の峻別 ..... | 26 |
| 第5章 | 個別の業務委託契約 .....            | 30 |
| 第1  | 埋蔵文化財発掘調査事業委託 .....        | 30 |
| 1   | 概要 .....                   | 30 |
| 2   | 監査の方法 .....                | 32 |
| 3   | 監査の結果 .....                | 32 |
| (1) | 契約書の記載内容【指摘】 .....         | 32 |
| (2) | 委託の必要性の明記【意見】 .....        | 33 |
| (3) | 業務委託費の相当性の検討【意見】 .....     | 33 |
| (4) | 委託の相当性の検討【意見】 .....        | 34 |

|     |                                     |    |
|-----|-------------------------------------|----|
| 第 2 | 令和 4 年度中村元博士所蔵文書検索管理システム入力業務委託      | 36 |
| 1   | 概要                                  | 36 |
| 2   | 監査の方法                               | 37 |
| 3   | 監査の結果                               | 37 |
|     | (1) 随意契約施行準備伺と委託契約書の業務内容の記載の不一致【指摘】 | 37 |
|     | (2) 業務委託費の相当性の検討【意見】                | 38 |
| 第 3 | 松江市内道路パトロール業務委託                     | 39 |
| 1   | 概要                                  | 39 |
| 2   | 監査の方法                               | 40 |
| 3   | 監査の結果                               | 40 |
|     | (1) 委託の必要性の検討【指摘】                   | 40 |
| 第 4 | 令和 4 年度大海崎 (2) 地区地籍調査業務委託           | 42 |
| 1   | 概要                                  | 42 |
| 2   | 監査の方法                               | 43 |
| 3   | 監査の結果                               | 43 |
|     | (1) 業務内容の記載【意見】                     | 43 |
|     | (2) 再委託の必要性及び再委託予定者の選定理由の記載【意見】     | 45 |
| 第 5 | 松江市忌部コミュニティバス運行業務委託                 | 47 |
| 1   | 概要                                  | 47 |
| 2   | 監査の方法                               | 48 |
| 3   | 監査の結果                               | 49 |
|     | (1) 参加事業者の増加【意見】                    | 49 |
|     | (2) 上限設定額の検討【意見】                    | 50 |

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| 第 6 | 令和 4 年度松江市職員給与・福利厚生業務委託 .....     | 51 |
| 1   | 概要 .....                          | 51 |
| 2   | 監査の方法 .....                       | 52 |
| 3   | 監査の結果 .....                       | 52 |
|     | (1) 参加事業者の増加【意見】 .....            | 52 |
|     | (2) 成果物の著作権人格権【意見】 .....          | 53 |
| 第 7 | 松江市ホームページリニューアル業務委託 構築経費 .....    | 55 |
| 1   | 概要 .....                          | 55 |
| 2   | 監査の方法 .....                       | 56 |
| 3   | 監査の結果 .....                       | 57 |
|     | (1) 参加事業者の増加【意見】 .....            | 57 |
|     | (2) 「大部分」の判断基準【意見】 .....          | 58 |
|     | (3) 「大部分」の該当性の審査【指摘】 .....        | 59 |
|     | (4) 再委託の必要性の明記【意見】 .....          | 62 |
| 第 8 | 令和 4 年度第 2 電算室ハウジングサービス業務委託 ..... | 63 |
| 1   | 概要 .....                          | 63 |
| 2   | 監査の方法 .....                       | 64 |
| 3   | 監査の結果 .....                       | 64 |
|     | (1) 委託の必要性の明記【意見】 .....           | 64 |
|     | (2) 一定期間ごとの価格の見直しの検討【意見】 .....    | 65 |
|     | (3) 移設した場合の経費の試算【意見】 .....        | 66 |
|     | (4) 契約条項の再検討【意見】 .....            | 67 |
|     | (5) 契約目的の委託契約書への明記【意見】 .....      | 68 |
| 第 9 | 松江市中海振興ビジョン（仮称）策定業務委託 .....       | 70 |
| 1   | 概要 .....                          | 70 |
| 2   | 監査の方法 .....                       | 71 |

|     |                                               |    |
|-----|-----------------------------------------------|----|
| 3   | 監査の結果                                         | 71 |
| (1) | 計画の評価基準の策定【意見】                                | 71 |
| 第10 | 総合案内・電話交換業務委託                                 | 73 |
| 1   | 概要                                            | 73 |
| 2   | 監査の方法                                         | 74 |
| 3   | 監査の結果                                         | 74 |
| (1) | 委託によるコスト削減効果の検討【指摘】                           | 74 |
| (2) | 契約目的の委託契約書への明記【意見】                            | 75 |
| 第11 | 松江市公園墓地芝生草地管理業務委託                             | 76 |
| 1   | 概要                                            | 76 |
| 2   | 監査の方法                                         | 77 |
| 3   | 監査の結果                                         | 77 |
| (1) | 契約目的の委託契約書への明記【意見】                            | 77 |
| 第12 | R u b y C i t y M A T S U E プロジェクト2.0計画策定業務委託 | 78 |
| 1   | 概要                                            | 78 |
| 2   | 監査の方法                                         | 79 |
| 3   | 監査の結果                                         | 80 |
| (1) | 委託の必要性の明記【意見】                                 | 80 |
| (2) | 参加事業者の増加【意見】                                  | 80 |
| 第13 | 生活困窮者就労準備支援及び生活困窮者家計改善支援事業業務委託                | 84 |
| 1   | 概要                                            | 84 |
| 2   | 監査の方法                                         | 86 |
| 3   | 監査の結果                                         | 86 |
| (1) | 随意契約の理由の記載【意見】                                | 86 |

|     |                             |     |
|-----|-----------------------------|-----|
| (2) | 業務委託費の相当性の検討【意見】            | 87  |
| (3) | 委託の必要性の明記【意見】               | 87  |
| 第14 | プラバホール音楽振興業務委託              | 89  |
| 1   | 概要                          | 89  |
| 2   | 監査の方法                       | 90  |
| 3   | 監査の結果                       | 90  |
| (1) | 再委託の可否に関する検討【指摘】            | 90  |
| (2) | 委託の必要性の明記【意見】               | 93  |
| 第15 | 松江市立南学校給食センター整備及び運営事業維持管理業務 | 94  |
| 1   | 概要                          | 94  |
| 2   | 監査の方法                       | 95  |
| 3   | 監査の結果                       | 95  |
| (1) | 書面による承諾【意見】                 | 95  |
| (2) | 再委託先の個人情報保護義務【指摘】           | 96  |
| 第16 | 松江市立宍道学校給食センター副食配送・回収業務委託   | 98  |
| 1   | 概要                          | 98  |
| 2   | 監査の方法                       | 101 |
| 3   | 監査の結果                       | 101 |
| (1) | 車検期間満了後の新たな車検証写しの徴求【指摘】     | 101 |
| (2) | 委託業務の従事者に対する勤務時間の指定【指摘】     | 102 |
| (3) | 競争性確保の方策の検討【意見】             | 103 |
| (4) | 契約目的の委託契約書への明記【意見】          | 104 |
| 第17 | インバウンド対策事業業務委託              | 105 |
| 1   | 概要                          | 105 |
| 2   | 監査の方法                       | 106 |

|     |                           |     |
|-----|---------------------------|-----|
| 3   | 監査の結果                     | 106 |
| (1) | 業務委託方法の相当性【指摘】            | 106 |
| (2) | 委託の必要性の明記【意見】             | 108 |
| (3) | 業務委託費の相当性の検討【意見】          | 109 |
| (4) | 随意契約の妥当性【指摘】              | 109 |
| 第18 | 令和4年度松江城周辺交通誘導警備業務委託      | 112 |
| 1   | 概要                        | 112 |
| 2   | 監査の方法                     | 113 |
| 3   | 監査の結果                     | 113 |
| (1) | 契約条項の修正【指摘】               | 113 |
| 第19 | 川向クリーンセンター施設維持管理運転業務委託    | 115 |
| 1   | 概要                        | 115 |
| 2   | 監査の方法                     | 116 |
| 3   | 監査の結果                     | 116 |
| (1) | 委託の必要性の検討【指摘】             | 116 |
| (2) | 再委託の承認申請書の記載【意見】          | 117 |
| (3) | 書面による承諾の必要性【指摘】           | 118 |
| (4) | 1者入札の原因の調査【意見】            | 118 |
| 第20 | 松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託 | 120 |
| 1   | 概要                        | 120 |
| 2   | 監査の方法                     | 123 |
| 3   | 監査の結果                     | 123 |
| (1) | 再委託に係る事前承諾の徹底【指摘】         | 123 |
| (2) | 十分なプロポーザル募集期間の確保【意見】      | 124 |
| (3) | 委託費の妥当性を担保する方策の検討【意見】     | 125 |
| (4) | 委託の必要性の明記【意見】             | 127 |

|       |                     |     |
|-------|---------------------|-----|
| 第 2 1 | 動物路上等死骸処理業務委託 ..... | 129 |
| 1     | 概要 .....            | 129 |
| 2     | 監査の方法 .....         | 130 |
| 3     | 監査の結果 .....         | 130 |
| (1)   | 設計額の検討【意見】 .....    | 130 |
| 第 6 章 | 総括 .....            | 132 |
|       | 指摘及び意見一覧表 .....     | 133 |
| 第 1   | はじめに .....          | 133 |
| 第 2   | 一覧表 .....           | 133 |

## 第1章 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 第2 選定した特定の事件（テーマ）

業務委託に関する事務の執行について

### 第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

松江市においては、令和4年度現在、指定管理者制度を除き、松江市役所本庁の委託契約数は4024件であり、その委託料総額は11,493,683千円となっている。松江市の令和4年度の一般会計の歳出合計に占める割合は10.28%となっており、委託料は重要な支出項目となっている。

松江市は財政健全化指標の改善を目的としており、健全化策として業務の効率化の推進を挙げ、令和元年度から、民間への業務委託を推進することが掲げられている。令和4年度中期財政見通しにおいても、新型コロナウイルス感染症対策や災害の頻発による歳出の増加に対応するための財政健全化策として、民間への業務委託を推進することが、引き続き掲げられている。実際、過去3年における、松江市における、一般会計の歳出合計に占める委託料（指定管理者制度を除く）の割合は増加している。

このような松江市の財政状況の中、委託契約に関する事務の執行は、持続可能な財政運営の観点から、効果的かつ効率的に行われることが求められている。

そのため、松江市の業務委託に関する事務の執行の有効性、効率性、

経済性及び合規性について監査することには意義がある。また、松江市の包括外部監査においては、これまで、業務委託に関する事務の執行が対象になったことはない。

そこで、業務委託に関する事務の執行について、総合的な検証を行うことは有用と考え、令和5年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）とした。

## 第4 監査対象期間

令和4年度。ただし、必要がある場合は、同年度以外の年度も対象とする。

## 第5 監査の方法

### 1 監査の視点

業務委託に関する事務の執行は、それが法律、条例、規則等に合致している必要があり、業務委託に関する事務の執行は、より少ない費用で実施され、費用との対比で最大限の成果を得ている必要がある。そこで、監査の視点として、以下の2つを設置した。

#### （1） 業務委託に関する事務の合規性

業務委託に関する事務が、法律、条例、規則等に従って適切に行われているか。

#### （2） 業務委託に関する事務の経済性、効率性及び有効性

業務委託に関する事務が、経済的、効率的及び有効に行われているか。

### 2 主な監査手続

松江市における業務委託に関する事務の執行について、合規性並びに経済性、効率性及び有効性の観点から監査するため、各委託契約の

所管課に対する書面によるヒアリングを行うとともに、関連資料やデータの提供を受け、監査を実施した。

### 3 監査の対象

松江市においては、令和4年度現在、指定管理者制度を除き、松江市役所本庁の委託契約数は4024件である。そのうち、予算規模で契約金額が100万円以上の委託契約に絞り、工事に関する請負契約、工事に関する設計、監理、調査、企画、立案、測量等を対象とした委託業務契約を除く、207件の委任契約に絞り込みを行った。更に、そのうち、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務に関する委託契約を除き、所管課、契約相手方の選択手段に偏りがないようにすることや、契約金額等を総合的に考慮し、監査の必要性の高い委託契約21件を選定し、監査を実施した。

監査の対象とした所管課、委託契約は以下のとおりである。

| No. | 委託契約名                                             | 所管課         |
|-----|---------------------------------------------------|-------------|
| 1   | 令和4年度埋蔵文化財発掘調査事業委託                                | 埋蔵文化財調査課    |
| 2   | 令和4年度中村元博士所蔵文書検索管理システム入力業務委託                      | 文化振興課       |
| 3   | 松江市内道路パトロール業務委託                                   | 道路課         |
| 4   | 令和4年度大海崎（2）地区地籍調査業務委託                             | 土地対策課       |
| 5   | 忌部コミュニティバス運行業務委託                                  | 交通政策課       |
| 6   | 令和4年度 松江市職員給与・福利厚生業務委託                            | 人事課         |
| 7   | 松江市ホームページリニューアル業務委託構築経費                           | 広報課         |
| 8   | 令和4年度第2電算室ハウジングサービス業務委託                           | デジタル戦略課     |
| 9   | 松江市中海振興ビジョン（仮称）策定業務委託                             | S D G s 推進課 |
| 10  | 総合案内・電話交換業務委託 R 4 . 4 . 1 ~ R 5 . 3 . 3 1         | 市民生活相談課     |
| 11  | 松江市公園墓地芝生草地管理業務委託                                 | 市民課         |
| 12  | R u b y C i t y M A T S U E プロジェクト 2 . 0 計画策定業務委託 | まつえ産業支援センター |
| 13  | 生活困窮者就労準備支援事業業務委託及び生活困窮者家計改善支援事業業務委託              | 生活福祉課       |
| 14  | プラバホール音楽振興業務委託                                    | 生涯学習課       |

|    |                             |            |
|----|-----------------------------|------------|
| 15 | 松江市立南学校給食センター整備及び運営事業維持管理業務 | 学校給食課      |
| 16 | 松江市立宍道学校給食センター副食配送・回収業務委託   | 学校給食課      |
| 17 | インバウンド対策事業業務委託              | 国際観光課      |
| 18 | 令和4年度松江城周辺交通誘導警備業務委託        | 観光振興課      |
| 19 | 川向クリーンセンター施設維持管理運転業務委託      | 施設管理課      |
| 20 | 松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託   | 環境エネルギー課   |
| 21 | 動物路上等死骸処理業務委託               | リサイクル都市推進課 |

## 第6 監査の実施期間

令和5年5月18日～令和6年2月29日

## 第7 監査従事者

包括外部監査人 大西 智之（弁護士）

同補助者 遠藤 郁哉（弁護士）

同補助者 伊中 裕輔（弁護士）

## 第8 利害関係

選定した特定の事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

## 第2章 監査対象の概要

### 第1 松江市の歳入歳出の状況

松江市の直近3か年の歳入歳出の年次推移は、次のとおりである。

(単位:千円)

|             | 令和4年度       | 令和3年度       | 令和2年度       |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入決算額       | 114,901,849 | 110,924,880 | 128,014,657 |
| 歳出決算額       | 111,758,951 | 107,910,499 | 125,194,855 |
| 歳入歳出差引      | 3,142,898   | 3,014,381   | 2,819,802   |
| 翌年度へ繰越すべき財源 | 487,912     | 568,888     | 361,174     |
| 実質収支        | 2,654,986   | 2,445,493   | 2,458,628   |

## 第2 松江市の委託契約の全体像

### 1 金額の推移

過去3年における，松江市における，一般会計の歳出合計，指定管理料を除いた委託料（予算上の節の区分が「委託料」である歳出）の額及びその一般会計歳出に占める割合は，次のとおりである。

| 年度    | 一般会計の歳出合計<br>(単位：千円) | 指定管理料を除いた<br>委託料（単位：千円） | 委託料の割合<br>(単位：%) |
|-------|----------------------|-------------------------|------------------|
| 令和2年度 | 125,194,855          | 9,535,290               | 7.62             |
| 令和3年度 | 107,910,499          | 10,908,408              | 10.11            |
| 令和4年度 | 111,758,951          | 11,493,683              | 10.28            |

### 2 契約手法

令和4年度（履行開始日が令和4年度）の，松江市における，100万円を超える委託契約であって，市長事務部局を所管課とする委託契約に関して，契約手法別の契約件数，契約金額及び金額の割合は，次のとおりである。

ただし，随意契約については，不落随契，緊急随契，少額随契案件は除いている。また，単価契約案件については，予定価格（設計額）＝単価×予定数量＝契約予定額（契約額）とし，契約額とは当初契約額としている。

以下のとおり，随意契約が件数の割合でも，金額の割合でも過半数を占めている。

|            | 契約件数 | 件数の割合<br>(単位：%) | 契約金額<br>(単位：円) | 金額の割合<br>(単位：%) |
|------------|------|-----------------|----------------|-----------------|
| 一般競争入札     | 20   | 2.82            | 4,530,286,717  | 26.26           |
| 指名競争入札     | 297  | 42.07           | 1,672,175,255  | 9.69            |
| 随意契約       | 358  | 50.71           | 9,547,092,519  | 55.34           |
| 随契(プロポーザル) | 31   | 4.40            | 1,503,698,675  | 8.71            |

### 第3 松江市の財政の健全性について

#### 1 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、次の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

地方公共団体は、毎年度、前年度決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

##### (1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率。

##### (2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

##### (3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。)に対する比率。

##### (4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えると、

「財政健全化団体」として財政健全化計画を策定し、自主的に財政の健全化に取り組むことになり、財政再生基準を超えると、「財政再生団体」として、国の監督のもと、財政再建を目指すこととなる。

松江市の過去６年間の各指標は、次のとおりである。

|       | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|-------|--------|----------|---------|--------|
| H 2 9 | —      | —        | 14.6%   | 108.8% |
| H 3 0 | —      | —        | 13.9%   | 90.8%  |
| R 1   | —      | —        | 12.5%   | 83.6%  |
| R 2   | —      | —        | 11.2%   | 76.8%  |
| R 3   | —      | —        | 10.4%   | 66.9%  |
| R 4   | —      | —        | 9.9%    | 69.1%  |

|         |        |        |       |        |
|---------|--------|--------|-------|--------|
| 早期健全化基準 | 11.25% | 16.25% | 25.0% | 350.0% |
| 財政再生基準  | 20.00% | 30.00% | 35.0% |        |

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は実質赤字が発生していないため、算出されない。各指標は、「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を超えていない。

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、ともに下降傾向にある。

## ２ 松江市中期財政見通し

令和４年１０月策定の「松江市中期財政見通し」の「目標」では、「財政健全化指標の改善」として「令和８年度：実質公債費比率７．９％，将来負担比率７５％」，「地方債残高の減少」として「令和８年度：概ね

残高 1,000 億円」,「一定規模の普通建設事業費の確保」,「財政調整・減債基金総額の確保」として「令和 8 年：概ね 55 億円」が挙げられている。

### 第3章 地方公共団体における契約の締結方法

#### 第1 総論

地方自治法は、「売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」（同法第234条第1項）とした上，「指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる」（同法同条第2項）と規定している。

このように，地方公共団体における契約の締結方法は，最も競争性，透明性，経済性等に優れた一般競争入札が原則とされており，その他の方法（指名競争入札，随意契約，せり売り）は，一定の要件を満たす場合の例外的方法として位置づけられている。

#### 第2 一般競争入札

##### 1 概要

- （1） 一般競争入札とは，公告によって不特定多数の者を誘引して，入札により申込をさせる方法により競争を行わせ，その申込のうち，地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して，その者と契約を締結する方法をいう（総務省「地方公共団体の入札・契約制度の概要」【一般競争入札について】）。地方公共団体における契約の締結方法のうち，原則として採用されるべき方式である。
- （2） 一般競争入札の長所としては，①機会均等の原則に則り，透明性・競争性，公正性及び経済性を確保することができる点，②発注者の裁量の余地が少ないため，高い客観性を確保できる点，③第三者による監視が容易であるため，高い透明性を確保できる点，④入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く，高い競争性を確保することができる点等が挙げられる。

他方で、その短所としては、①公募の手続を行うことなどにより、受発注者双方にとって、契約事務手続上の負担が大きくなる場合がある点、②競争参加資格の設定等の運用次第では、不良・不適格業者が参加する可能性が大きくなる点等が挙げられる（国土交通省「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」【本編】）。

## 2 予定価格制度

- (1) 地方自治法は、競争入札（一般競争入札又は指名競争入札）に付する場合について、「契約の目的に応じ、予定価格の制限内で最高又は最低の価格をもって申込をした者を契約の相手方とするものとする」（同法第234条第3項）と規定する。

また、予定価格とは、契約の締結に先立ち、契約金額を決定する基準としてあらかじめ定めた価格をいう。地方公共団体がする契約に係る予定価格の作成等について法令特段の定めはないが、その作成に際しては、国の会計手続を定める予算決算及び会計令第80条第2項は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないと規定しており、地方公共団体の予定価格についても妥当するものと考えられる。

- (2) 松江市財務規則は、「競争入札に付するときは、あらかじめ予定価格を決定し、封書にして開札の際開札の場所に置かなければならない」（同規則第53条第1項）、「予定価格は競争に付するものの価格の総額について定めるものとする。ただし、契約の性質により、総額について定めることが困難なものについては、単価をもってこれを定めることができる」（同規則同条第2項）と規定している。

- (3) また、松江市入札執行要領は、「入札執行者は、予定価格調書等の

関係書類を入札執行まで、確実な方法で保管しなければならない」(第3条),「予定価格調書は、開札時に開封し、入札価格と照合、確認するものとする」(第11条),「入札執行者は、建設工事の入札においては落札者を決定後に予定価格を公表するものとする。ただし、測量・建設コンサルタント業務等及び物品の売買、借入れ、修繕、製造の請負、役務の提供等の入札については、予定価格は非公表とする」(第14条)と規定している。

### 第3 指名競争入札

#### 1 概要

- (1) 指名競争入札とは、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式をいう（総務省「地方公共団体の入札・契約制度の概要」【指名競争入札について】）。この指名競争入札には、①競争参加資格者のうち、競争参加者を発注者の定める指名基準により指名する「通常指名競争入札」と、②公募による審査を通過した者を指名する「公募型（希望型）指名競争入札」がある。
- (2) 指名競争入札の長所としては、①一般競争入札に付した場合と比較して、容易に発注者の定める条件にあった業者（指名業者）の中から受注者を選定することができる点、②一般競争入札と比べて、契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる点、③一般競争入札と比べて、業者の施工実績や技術的適正等を適切に考慮することにより、不良・不適格業者を排除し、信頼できる業者を選定することが容易である点、④入札・契約事務の簡素化、受注の偏りの緩和、良質な施工に対するインセンティブの付与を行うことができる点等が挙げられる。

他方で、その短所としては、①指名される者が固定化するおそれがある点、②談合が容易である点等が挙げられており、指名基準の公表や業者選定時における適切な情報管理の徹底を通じて、透明性、客観性、競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要がある。また、適用に当たっては、地方自治法等関係法令における要件を満たす必要があることにも留意しなければならない（国土交通省「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」【本編】）。

## 2 政令等による規律

- (1) 地方自治法施行令第167条各号は、地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることのできる場合を、以下のとおり規定している。
- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき（第1号）
  - ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき（第2号）
  - ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき（第3号）
- (2) なお、松江市財務規則は、「指名競争入札に付するときは、なるべく3人以上の入札者を指定しなければならない」（第48条第1項）と定めている。

## 第4 随意契約

### 1 概要

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結する方法をいう（総務省「地方公共団体の入札・契約制度の概要」【随意契約について】）。

随意契約の長所としては、①競争に付した場合の期間を短縮することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定することから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる点、②契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化が期待できる点、③一般競争入札、指名競争入札と比較して、一般的に手続期間を短縮できる点が挙げられる。

他方で、その短所としては、発注者と特定の業者との間に発生する特殊な関係をもって単純に活用される可能性や、適正な価格によって行われるべき契約が不適正な価格によって行われる可能性がある点が指摘されており、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注工事ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断し、慎重に適用を判断する必要がある。また、適用に当たっては、地方自治法等関係法令における要件を満たす必要があることにも留意しなければならない（国土交通省「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」【本編】）。

### 2 政令による規律

地方自治法施行令第167条の2第1項各号は、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることのできる場合を、以下のとおり規定している。

- ① 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が以下の額を超え

ないとき（第1号）。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

(2) 財産の買入れ 80万円

(3) 物件の借入れ 40万円

(4) 財産の売払い 30万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 上記以外のもの 50万円

② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（第2号）。

③ 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約や、障害者施設等、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約をするとき（第3号）。

④ 新規事業分野の開拓事業者により生産された新商品の買入れ若しくは借入れ又は新役務の提供を受ける契約をするとき（第4号）。

⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（第5号）。

⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき（第6号）。

⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（第7号）。

⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（第8号）。

⑨ 落札者が契約を締結しないとき（第9号）。

### 3 松江市随意契約ガイドライン

松江市は、上記の規律を踏まえ、「松江市随意契約ガイドライン（随意契約を適切に執行するための指針）」を定めている。

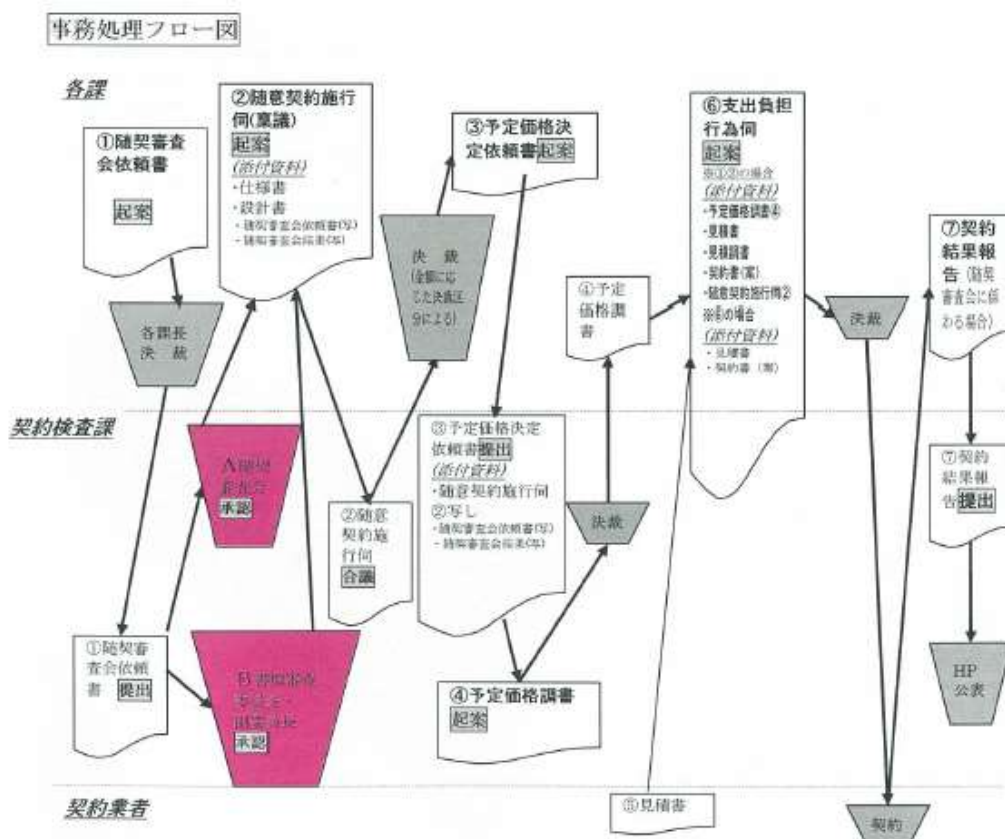
本ガイドラインは、地方公共団体の契約は競争入札が原則であることを確認するとともに、「例外事項である随意契約を行う場合には、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的かつ総合的に判断することで、公正性や経済性を確保し、市民に対する説明責任を果たすとともに、安易な随意契約を行うことのないよう、施行令に適応する指針とするため」に作成されたものである。

このガイドラインでは、「市民に対して説明ができるか」という点を基本的な視座としている。具体的には、①過去の前例で判断していないか（合理的理由があるかどうか。業務等に精通している、納入実績あり、使い勝手がよいという理由で判断していないか。）、②法令の状況はどうか（法令上、限定されているか。長期継続契約による競争入札への変更は可能か。）、③工夫すれば競争入札へ変更できないか（仕様（内容）の変更や工夫（業務の分離・分割等）はできないか。）、④排他的権利（特殊技術・設備等、特許権、著作権等）があるか（既に権利が消滅していないか。新しい同種の業務で一般化されていないか。）、⑤契約の相手方として、その相手方しかいないか、という点を、確認項目として冒頭に掲げている。

なお、随意契約には、複数の者から見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」と、1者から見積書を徴する「特命随意契約（1者随契）」がある。

#### 4 随意契約に係わる事務処理の流れ

随意契約に係わる事務処理は、以下の図に示されたとおりであるが、設計額の多寡によって手続の一部が省略される場合がある。



(出典) 平成30年2月13日付け「随意契約に係わる事務処理の流れの変更について(通知)」(契第132号)

##### (1) 設計額100万円以上の場合

上表①～⑦のすべての手続を経る必要がある。

なお、①段階については、④新規事業、契約予定額が前年度比10%以上の増額となるもの、その他担当課が審査を希望するものについては随意契約審査会で審議し、⑤上記以外のものは随意契約審査会委員長・同副委員長・契約検査課の合議による書面審査を行い、

それぞれ承認を得るものとされている。

**(2) 設計額 50 万円以上 100 万円未満の場合**

上表②（随意契約施行伺の起案）以降の手続を経る必要がある。

**(3) 設計額 5 万円以上 50 万円未満の場合**

上表⑥（支出負担行為伺の起案）以降の手続を経る必要がある。

## 第5 プロポーザル方式

### 1 概要

プロポーザル方式とは、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、企画提案書の提出を受け、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を決定する方式をいう。

松江市では、市が発注する委託業務等、競争入札に付することが適当でない場合に行う随意契約に関し、プロポーザル方式によりその契約の相手方となる候補者等を決定する場合の手続について、共通して遵守すべき事項を定め、プロポーザル方式による契約の公正性、透明性及び客観性を担保し、事業効果、効率性を図ることを目的として、「松江市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」（以下「プロポーザルガイドライン」という。）を制定している（平成24年3月26日施行）。

### 2 プロポーザルガイドラインの概要

#### （1） プロポーザル方式の形式

プロポーザル方式の形式には、公募型と指名型がある。

公募型とは、広く参加を募集し、当該募集に応じて申込があった者のうちから、参加資格要件を満たす者により実施するプロポーザル方式である。他方で、指名型とは、公募により提案者を募ることが適当でない場合に、参加資格要件を満たす者の中から指名し、実施するプロポーザル方式である。

#### （2） 対象業務

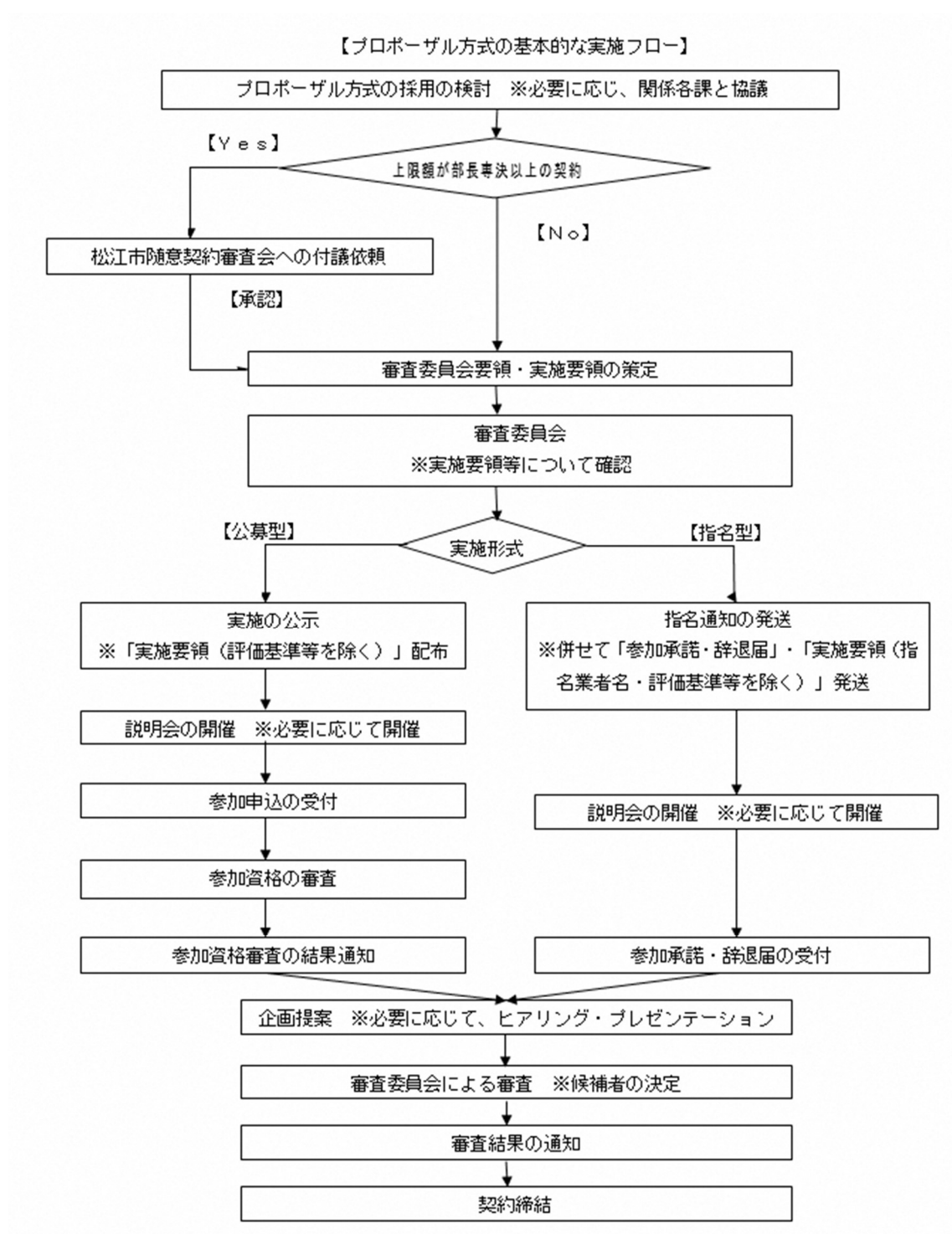
プロポーザル方式によることが出来る業務は、次のとおりである。

- ① 行政計画等の調査・立案業務
- ② 施設設計等の業務
- ③ システム開発等の業務
- ④ イベント企画等の業務
- ⑤ 維持管理、運営等の業務
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、プロポーザル方式により実施することが適当な業務

### (3) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式の実施手順の概略は、以下のとおりである（次頁のフローも参照〔プロポーザルガイドラインより引用〕）。

- ① プロポーザル方式の採用の検討
- ② 松江市随意契約審査会への付議
- ③ プロポーザル審査委員会の設置
- ④ 実施要領の策定
- ⑤ 審査委員会の開催
- ⑥ プロポーザル方式の実施の公示（公募型の場合）
- ⑦ 指名の通知（指名型の場合）
- ⑧ 説明会の開催
- ⑨ 参加申込等の受付
- ⑩ 参加資格の審査・審査結果の通知（公募型の場合）
- ⑪ 企画提案書等の受付及び審査
- ⑫ 審査結果の通知
- ⑬ 随意契約の手順による契約の締結



## 第4章 業務委託について

### 第1 委託契約の性質

委託契約は、民法の委任契約（民法第643条）・準委任契約（民法第656条）又は請負契約（民法第632条）の性質を持つことが多く、しばしばこれらを複合した非典型的な特徴をもつ契約とされる。

委任契約は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することにより成立する契約であり、準委任契約は、法律行為以外の事務を委託する契約である。請負契約は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約することにより成立する契約である。

委任契約・準委任契約と請負契約は、いずれも受任者（請負人）に一定の裁量が与えられることについては共通の特徴を有するが、請負契約が「仕事の完成」を前提とするのに対し、委任契約・準委任契約は「仕事の完成」を前提としていない。

### 第2 地方公共団体の委託契約

地方公共団体の委託契約は、地方公共団体が私人と対等の地位で締結する私法上の契約であることがほとんどであり、本来、地方公共団体が直接行うべき業務を地方公共団体に代わって受託者が実施することを目的とするものである。

地方公共団体が委託契約を用いる理由は、地方公共団体の職員では実施することが困難な業務を、外部の事業者へ委託し、その事業者の物的・人的資源等（専門性・ノウハウ・見識・知見等）を活用することにより実施できること、あるいは、委託先事業者へ委託する方が、地方公共団体が直接行うよりも、効率的・効果的に実施できることにある。

地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めていることからすると、地方公共団体が委託契約を締結する場合は、委託契約の必要性が認められ、委託契約によることで事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に限り実施されるべきものというべきである。

### 第3 雇用契約・労働者派遣契約と委託契約の峻別

委託契約は、受託者に一定の裁量が与えられ、受託者の判断により事務を遂行する点に特徴があり、第三者の指揮命令を受けないのが原則である。これに対して、雇用契約は、使用者の指揮命令の下で業務に従事し、労働者は使用者に対して従属的な地位に立って事務を遂行する点に特徴がある。雇用契約の労働者に対しては、各種法令により労働者保護が図られている。

労働者派遣は、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号）。労働者派遣契約の労働者に対しては、派遣労働者保護の法規制を遵守することにより労働者の保護が図られている。

委託契約の受託者による業務遂行にあたり、受託者が自己の雇用する労働者を委託者の業務に従事させている場合、委託者が当該労働者に指揮命令を与えているときは、労働者保護法制ないし派遣労働者の法規制を潜脱するものとなるおそれがある。

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年4月17日労働省告示第37号)は、次のとおり、規定している。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準

第一条 この基準は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の施行に伴い、法の適正な運用を確保するためには労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があることに鑑み、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにすることを目的とする。

第二条 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。

一 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

イ 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

(1) 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他管理を自ら行うこと。

(2) 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。

ロ 次のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他管理を自ら行うものであること。

- (1) 労働者の始業及び終業の時刻，休憩時間，休日，休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。
- (2) 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。）を自ら行うこと。
- ハ 次のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持，確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。
  - (1) 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。
  - (2) 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
- 二 次のイ，ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること
- イ 業務の処理に要する資金につき，すべて自らの責任の下に調達し，かつ，支弁すること。
- ロ 業務の処理について，民法，商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
- ハ 次のいずれかに該当するものであって，単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。
  - (1) 自己の責任と負担で準備し，調達する機械，設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により，業務を処理すること。
  - (2) 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて，業務を処理すること。

第三条 前条各号のいずれにも該当する事業主であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が法第二条第一号に規定する労働者派遣を業として行うことにあるときには、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。

## 第5章 個別の業務委託契約

### 第1 埋蔵文化財発掘調査事業委託

#### 1 概要

##### (1) 所管課

埋蔵文化財調査課

##### (2) 契約目的

文化財保護法第93条、第94条に基づく指示・勧告に従い、開発等によって破壊されてしまう「周知の遺跡」の事前の発掘調査について、開発事業者等から市が受けた発掘調査依頼のうち、大規模な調査を委託すること。

なお、受託者である公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団の正規職員の補充・増員が行われないうまま対応が遅滞する状況が続く、嘱託職員を現場責任者とする対応や、市からの派遣職員で調査事業を実施する事態が生じ、当該財団の組織の見直しが行われ、当該財団の埋蔵文化財調査組織部門が解体されたため、令和5年度からは、市が直営で事業を実施することになっている。

##### (3) 契約内容

令和4年度新庄地区農地中間管理機構関連農地整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務、湯町八川往還発掘調査報告書作成業務、松江城下町遺跡（母衣町50外）発掘調査報告書作成業務、（仮称）グリーンテラス東津田団地造成事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務、佐太前遺跡・佐太神社神宮寺跡発掘調査報告書作成業務。

##### (4) 契約方法及びその理由

###### ア 受託者

公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団

## イ 選定方法

随意契約

## ウ 選定理由

発掘調査には遺跡における遺構の検出と遺物の出土状況を実測図や写真に記録保存するための適切な対応能力と専門的知識が必要である。また報告書の編集，作成に際しては発掘調査についての検討と考察を加えることが不可欠であり，公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団（埋蔵文化財課）には，その業務内容に関する専門的知識を有する調査員が配置されている。現在，島根県教育委員会が発掘調査従事者として認める調査員を有し，さらに上記業務にかかる公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団と競合する相手方が市内に存在しないため。

## （５） 委託期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日

## （６） 金額

### ア 契約金額

３７，０００，０００円（税込）

### イ 変更

令和５年３月２０日 ６，４０４，０００円 減額

令和５年３月３１日 ２３４，０３７円 減額

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 契約書の記載内容【指摘】

#### ア 現状

松江市では、本委託契約において、「令和4年度埋蔵文化財発掘調査業務委託（予定）仕様一覧表」を作成し、各埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務について業務仕様書を作成している。

しかし、令和4年度埋蔵文化財発掘調査事業委託契約書においては、頭書に「1 委託業務の名称 令和4年度埋蔵文化財発掘調査業務委託」、「2 履行場所 松江市内」、「3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日」、「4 委託金額 37,000,000円」とのみ記載しており、第1条でも「委託者は、頭書の業務を頭書の金額及び期間をもって、受託者に委託するものとする。」とのみ記載している。

#### イ 規範

契約書は、契約内容に疑義が生じた際に、紛争解決の基準となるものであるため、その契約書の記載内容から契約内容が読み取れる必要があるものと解される。特に、業務委託契約については、委託した業務の内容は多様であり、契約内容に疑義が生じやすいものと考えられる。仕様書等により、委託業務内容を特定する場合でも、契約書において、委託業務内容が仕様書によることを明記すべきである。

#### ウ 指摘

本委託契約については、業務委託契約書において、委託内容は仕様

書によることを明記すべきである。

## (2) 委託の必要性の明記【意見】

### ア 現状

本業務委託契約の随意契約施行準備伺において、当該業務を委託する必要性についての記載はない。本業務委託は、令和5年度からは、市が直営で事業を実施することになっている。

### イ 規範

業務委託は、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

業務委託契約を締結するに当たっての随意契約施行準備伺においては、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）をできる限り記載すべきである。また、委託の必要性については、毎年状況は変化するものと考えられるので、契約の都度、検討すべきである。

### ウ 意見

業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。

## (3) 業務委託費の相当性の検討【意見】

### ア 現状

本業務委託契約は、受託者との間で特命随意（1者随意）契約が締

結されている。

業務委託費については、島根県教育庁埋蔵文化財調査センター（県は直営）の単価や計算方法を参考に算出されており、必要経費部分は「共通管理費」として受託者から徴した見積書をもとに算出している。

## イ 規範

松江市随意契約ガイドラインにおいて、特命随意（1者随意）契約をする場合には、原則として価格の妥当性（積算内訳、類似契約、他市事例等）を調査の上、適切な設計額を設定することとされている。

## ウ 意見

特命随意（1者随意）契約を締結するに当たって、業務委託費の妥当性を判断するため、積算内訳だけでなく、類似契約や他市事例等の調査も行うことが望ましい。

## （４） 委託の相当性の検討【意見】

### ア 現状

近年、受託者の正規職員の補充・増員がなされず、事業者からの発掘調査依頼への対応が遅滞する状況がつづき、嘱託職員を現場責任者とする対応や市からの派遣職員で調査事業を実施する事態となっていた。事業者から調査依頼にかかる協議があった場合も、体制上の都合で当該年度に調査・報告書作成業務が実施できなかった事案については、事業者に事情を説明し、次年度以降に実施することになっていた。

受託者の組織の見直しが行われ、受託者の埋蔵文化財調査組織部門が解体されることになり、令和5年度から市が直営で実施することになった。

## イ 規範

業務委託は、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

## ウ 意見

受託者において委託業務の実施が体制上困難な状況にある場合には、住民の福祉の増進の観点からしても、業務委託することに効率性、有効性が認められるとは言い難いので、受託者の組織体制の変更に限りなく、発掘調査依頼に対する対応が遅滞する状況となった時点で、市の直営も含めて当該業務を委託することの相当性を検討することが望ましい。

## 第2 令和4年度中村元博士所蔵文書検索管理システム入力業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

文化振興課

#### (2) 契約目的

中村博士のご遺族から寄贈された3万冊を超える蔵書を適切に管理、整理し活用することを目的とするもの。

#### (3) 契約内容

蔵書の清掃を含む長期保存可能な処理を施した上で、書籍を一般的に用いられる「日本十進分類法」とは異なる「中村元博士の独自の分類法」により、全国規模の図書総合目録データベース作成システムであるNACSIS-CATの書誌検索ソフトMILAGRO-CATと連動した図書管理ソフト「GANGA」を用いて蔵書情報を入力するもの。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

特定非営利活動法人中村元記念館東洋思想文化研究所

##### イ 選定方法

随意契約

##### ウ 選定理由

中村元記念館東洋思想文化研究所に所属している学芸員や司書は、中村元記念館の運営や中村博士の考えを研究している。中村博士のご遺族から寄贈された蔵書はサンスクリット語など多言語で書かれていること、博士直筆の注解や注講が入っていることなどから、中村博士の考えを研究している学芸員や司書でないと分類できないため、中村元記念館東洋思想文化研究所しか受託できない。

## (5) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

## (6) 金額

### ア 契約金額

14,993,000円(税込)

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 随意契約施行準備伺と委託契約書の業務内容の記載の不一致【指摘】

#### ア 現状

随意契約施行準備伺に記載されている業務内容は、(1)蔵書の適切な保管、調査・分類、(2)検索管理システムへの入力、(3)蔵書の活用に関する指導・助言となっている。

一方、委託契約書によれば、委託業務は、検索管理システムへの入力及び目録の作成、蔵書の適正な管理及び報告書の作成となっており(委託契約書第1条第1項)、(3)蔵書の活用に関する指導・助言は記載されておらず、随意契約施行伺の業務内容の記載と一致していない。

#### イ 規範

官公庁が契約者を決める基本的かつ原則的方法は一般競争入札であって、例外的に随意契約が可能な場合は9種類の場合に限定されている(地方自治法施行令第167条の2第1項)。そのため、随意契約の要件に該当するか否かの判断は適正に行われるべきであって、随意契約施行伺における業務内容と委託契約における業務内容の記載

は一致させるべきである。

## ウ 指摘

随意契約施行伺に業務内容として記載されている(3)蔵書の活用に関する指導・助言は、委託契約書に記載されていない。随意契約が可能な場合は限定されており、随意契約の要件に該当するか否かの判断は適正に行われるべきであるから、随意契約施行伺の業務内容と委託契約の業務内容の記載は一致させるべきである。

## (2) 業務委託費の相当性の検討【意見】

### ア 現状

本業務委託契約は、受託者との間で特命随意（１者随意）契約が締結されている。本業務委託契約の委託費について、他の自治体における単価や委託料の計算方法などの調査や類似契約の委託料の調査などは実施されていない。

### イ 規範

松江市随意契約ガイドラインにおいて、特命随意（１者随意）契約をする場合には、原則として価格の妥当性（積算内訳、類似契約、他市事例等）を調査の上、適切な設計額を設定することとされている。

### ウ 意見

特命随意（１者随意）契約を締結するに当たって、積算内訳だけでなく、類似契約や他市事例等の調査も行うことが望ましい。

### 第3 松江市内道路パトロール業務委託

#### 1 概要

##### (1) 所管課

道路課

##### (2) 契約目的

本市内の市道を巡回し下記(3)の事案に対応するもの。

##### (3) 契約内容

契約内容としては、道路パトロール業務及び維持修繕業務である。  
道路パトロール業務としては、通報により知覚した損傷等の現地確認及び修繕、危険と認められる箇所の応急処置（鉄板、セフティコーン、バリケード設置など）、除草及び枝切り等の軽易な作業などがある。維持修繕業務としては、50万円未満の小規模修繕工事などがある。

##### (4) 契約方法及びその理由

###### ア 受託者

株式会社増原産業建設

###### イ 選定方法

指名競争入札

###### ウ 選定理由

入札結果による。

##### (5) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

##### (6) 金額

###### ア 契約金額

36,054,700円(税込)

###### イ 変更

令和４年４月１日 1, 500, 400円（税込） 増額

令和４年４月２１日 2, 013, 000円（税込） 増額

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 委託の必要性の検討【指摘】

#### ア 現状

平成２２年度から本業務委託は実施されており、提供可能な導入経過及び検討資料は保存されていない。本業務を委託した理由について、所管課からの回答はなかった。

#### イ 規範

業務委託は、地方自治法第２条第１４項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

そのため、業務委託契約を締結するに当たっては、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）を検討すべきである。また、毎年状況は変化するものと考えられるので、委託の必要性については、契約の都度、検討すべきである。

#### ウ 意見

毎年状況は変化するものと考えられるので、本業務委託契約を締結するに当たっても、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、

有効性等)を検討すべきである。

## 第4 令和4年度大海崎（2）地区地籍調査業務委託

### 1 概要

#### （1） 所管課

土地対策課

#### （2） 契約目的

一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査、境界の確認、土地ごとの面積の測量を行い、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成する。

#### （3） 契約内容

法務局備付の土地登記簿、地図（公図、地積測量図等）をもとに、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査、境界の確認を行う。また、土地の境界を示す筆界点の位置を測定するために必要となる基準点の測量を行う。

#### （4） 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

有限会社信和測量設計社

##### イ 選定方法

指名競争入札

##### ウ 選定理由

入札結果による。

#### （5） 委託期間

令和4年7月20日から令和5年3月17日

#### （6） 金額

##### ア 契約金額

7, 304, 000円（税込）

##### イ 変更

令和4年9月8日 1,731,400円(税込)増額

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 業務内容の記載【意見】

#### ア 現状

本委託業務は、令和4年9月15日、有限会社松江測地社に対して、金478万5000円にて再委託されている。委託契約書によれば、再委託するときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならないとされており（委託契約書第6条第3項）、同月8日、受託者から再委託承諾申請書が市に対して提出され、同日、市から再委託の承諾がなされている。再委託承諾申請書は市の様式に従ったもので（様式25）、①再委託予定者の住所、名称、氏名、②再委託する業務の内容（具体的に記載すること）、③再委託する業務の契約金額（予定）、④再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由、⑤再委託に係る履行体制に関する書面（別紙）、⑥その他発注者が必要と認める書類、を記載するものとなっている。

受託者から提出された再委託承諾申請書には、再委託する業務の内容として、「調査測量の補助」とのみ記載されており、申請書の別紙として提出されている履行体制に関する書面には、担当業務範囲若しくは内容として、「E工程、F I工程の補助作業」と記載されている。

国土調査（地籍調査）事業仕様書（変更）によれば、E工程とは、一筆地調査の工程であって、調査地区における、①単位区域界の調査、

②調査図素図の作成，③現地調査の通知，④境界立会，⑤所有者，地番，地目，境界の調査，⑥分合筆の調査，⑦筆界標示杭の設置，⑧調査図の作成，⑨調査票への内容記載，⑩取りまとめ，と記載されている。また，F I 工程とは，細部図根測量であって，調査区域における地籍細部測量と記載されている。

## イ 規範

委託契約は受託者が全ての業務内容を履行する能力があることを前提として，受託者が全ての委託業務を履行することを原則として，締結されるものである。再委託が行われる場合においては，再委託の必要性や，再委託先が業務内容を履行する能力があるか否か検討する必要がある。そのため，再委託の申請があった場合においては，再委託の必要性及び相当性について十分な検討と検証が可能となる程度に，申請書に記載させることが望ましい。

## ウ 意見

再委託承諾申請書にも「具体的に記載すること」との記載もあるように，再委託の必要性及び相当性について十分な検討と検証が可能な程度の記載を再委託承諾申請書に記載することが望ましいが，再委託承諾申請書の記載からは E 工程，F I 工程の測定の補助作業であること以外読み取れない。また，再委託の金額が変更後の契約金額の半分以上となっており「補助」といえる内容であるかも不明である。そのため，再委託承諾申請書の記載としては不十分と言わざるを得ない。

再委託の申請を承諾するにあたり，市としては，再委託する業務の内容について，より具体的な記載を求め，各工程のどのような業務について再委託するのか，補助業務とは具体的にどのような業務をいうのか，より具体的な記載を求めることが望ましい。

## (2) 再委託の必要性及び再委託予定者の選定理由の記載【意見】

### ア 現状

再委託承諾申請書には、再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由として、「調査区域内で国の工事が実施され、出雲河川事務所との協議・調整があり、測量の補助が必要になったため。県内各所で地籍調査の実績が多数あるため。」と記載されている。

所管課に対して、再委託する必要性についてより詳細な説明を求めたところ、「出雲河川事務所が実施している工事との協議・調整に想定外の時間を要することとなり、測量を行う時間的余裕が失われたため、他業者に測量補助を依頼したものです。」との回答であった。

### イ 規範

委託契約は受託者が全ての業務内容を履行する能力があることを前提として、受託者が全ての委託業務を履行することを原則として、締結されるものである。再委託が行われる場合においては、再委託の必要性や、再委託先が業務内容を履行する能力があるか否か検討する必要がある。そのため、再委託の申請があった場合においては、再委託の必要性及び相当性について十分な検討と検証が可能となる程度に、申請書に具体的に記載させることが望ましい。

### ウ 意見

再委託承諾申請書における再委託する必要性として記載された、「調査区域内で国の工事が実施され、出雲河川事務所との協議・調整がある」ことが再委託が必要であることの理由として明確ではなく、再委託の必要性の記載としては不十分である。

また、再委託先の選定に関して、県内各所で地籍調査の実績が多数ある業者は、再委託先以外にもあることが想定されるところ、なぜ再委託先を選定したのかの説明が不十分である。

そのため、再委託承諾申請書における再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由の記載についても、再委託の必要性及び相当性について十分な検討と検証が可能となる程度に、申請書に具体的に記載させることが望ましい。

## 第5 松江市忌部コミュニティバス運行業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

交通政策課

#### (2) 契約目的

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、住民の移動手段の確保を図り、もって公共の福祉を増進すること。

#### (3) 契約内容

道路運送法第4条の規定に基づく松江市忌部コミュニティバスの運行に関する業務を委託する。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

日本交通株式会社

##### イ 選定方法

プロポーザル方式

##### ウ 選定理由

重大事故発生などの影響もあり、中海・宍道湖大山圏域構成市のうち松江市以外はプロポーザル方式を採用しているため、入札からプロポーザル方式に切り替え、総合的に委託者を選定した。

#### (5) 委託期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

13,200,000円(税込)

##### イ 変更

令和3年10月29日

総額 13,200,000 円から 12,833,700 円に変更

## (7) 事業の実施状況

松江市忌部地区の住民の通院・通学等の生活交通路線の維持・確保のため、コミュニティバスの運行を行い、南駐車場線（月・水・金）、南駐車場・大川端線（火・木・土）の2路線を曜日別に1日5便ずつ運行している。

令和4年度の忌部地区コミュニティバスの利用状況は、次のとおりである。

|       | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 南駐車場線 | 125 | 116 | 121 | 149 | 114 | 82 | 91  | 102 | 90  | 71 | 94 | 126 |
| 大川端線  | 124 | 94  | 110 | 73  | 80  | 90 | 115 | 115 | 127 | 65 | 60 | 97  |

（単位：人）

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

### 3 監査の結果

#### (1) 参加事業者の増加【意見】

##### ア 現状

本業務委託は、令和3年度からプロポーザル方式による公募となっており、それまでは指名競争入札が実施されていた。市では、重大事故の発生などの影響を考慮し、価格のみによる評価である指名競争入札では、安全性や利用促進施策等の総合評価ができないことから、令和3年度からプロポーザル方式が導入されている。

令和4年度のプロポーザルへの参加事業者は1者のみであり、令和3年度のプロポーザルへの参加事業者も1者、令和2年度の指名競争入札の参加事業者も1者であった。1者のみが参加している現状について、市では運転手不足が深刻化しており、コミュニティバスの運転手を確保できないこと、運行管理の実施が難しいことが原因であると考えている。

##### イ 規範

コミュニティバスの運行というもともと市場原理になじまない事業であることを考えると、プロポーザル方式が導入されたことには合理性が認められる。しかし、プロポーザル方式であっても参加事業者が1者のみである場合は、価格だけでなく、安全性の確保や利用促進施策の実現などについても競争は生じない。プロポーザル方式であっても参加事業者が1者のみの現状は好ましくなく、複数の事業者が参加するように考慮すべきである。

##### ウ 意見

業務委託費により運転手の確保を賄える額にするなど、上限設定額の変更も含めて、プロポーザル方式の公募に複数の事業者が参加できるよう検討することが望ましい。

## (2) 上限設定額の検討【意見】

### ア 現状

受託者から提出された本業務委託の業務に係る経費は、市の上限設定額と同額（12,000,000円（税抜））となっている。本委託契約の上限設定額の積算時に収益性や経費の高騰も加味しているが、プロポーザル方式に変更が検討された際の上限設定額の考え方では前回契約額が基準となっており、契約期間中の物価高騰や燃料費高騰などを理由とする増額の変更契約等を行われていない。ただし、市内の交通事業者に対しては、島根県と協調のうえ燃料費の一部補助が行われている。

### イ 規範

本業務委託は、コミュニティバスの運行であり、もともと市場原理になじまない事業であり、前年度の契約金額を上限設定額とすると、原料の高騰や人件費の増加などが生じた場合には、実質的に委託費の減額となる。プロポーザル方式の公募に参加する事業者にとって収益性が確保できない事業への参加は回避されることになるので、上限設定額は単に前回契約額を基準とすべきではなく、複数の事業者の参加が見込まれる額を検討すべきである。

### ウ 意見

本委託契約の上限設定額については、前回契約額を基準とすべきではなく、参加事業者の実情にあった設定方法を検討することが望ましい。

## 第6 令和4年度松江市職員給与・福利厚生業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

人事課

#### (2) 契約目的

松江市における職員の給与・福利厚生業務に関して、発注者である松江市の事務作業の負担軽減及び事務の簡素化を図ることを目的としている。

#### (3) 契約内容

①給与関係業務、②社会保険関係業務、③年末調整業務、④健康診断等業務、⑤窓口対応業務、⑥その他業務（各種調査対応事務、システム障害対応、文書管理等）、⑦人事補助業務、⑧業務マニュアルの更新の業務を市で運用している人事給与システム（NEC GPRIME）を使用して行う業務を委託する。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

株式会社パソナ パソナ・松江

##### イ 選定方法

指名入札

##### ウ 選定理由

入札結果による。

#### (5) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

21,982,917円（税込）

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 参加事業者の増加【意見】

#### ア 現状

本業務委託の初年度である平成25年度の委託に係る入札においては、3者の入札参加があったものの、それ以降は現在の受託者の1者入札が続いている状況である。令和2年度の委託に係る入札では、不調となり、現在の受託者と不落随意契約をしている。令和4年度の委託に係る入札では、現在の受託者が落札している。

市では、1者入札が続いている理由として、入札参加資格のうち、「過去5年のうち、官公庁において給与の支給・社会保険等の事務補助等の業務を受託した実績を有すること」、「業務を行う業務従事者のうち1名は、現場責任者として受注者の正社員が担い、原則として履行場所に常に駐在し、他の業務従事者を指導監督すること」といった要件が、入札参加者を少なくする要因になっていると考えているとのことである。

#### イ 規範

地方公共団体の行う契約事務においては、公正な処理を実現し、機会均等の理念に適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札が原則とされる（地方自治法第234条第1項・第2項）。

1者入札の状況が継続すると、公正な処理を実現し、機会均等の理念に適合し、かつ経済性を確保するという入札の合理性が失われる可

能性がある。

地方公共団体の行う入札については、できる限り1者入札が継続しないよう配慮すべきである。

## ウ 意見

1者入札が継続しないよう、入札参加資格の緩和など、複数の事業者が入札に参加できるように配慮することが望ましい。

## (2) 成果物の著作権人格権【意見】

### ア 現状

本業務委託契約書において、「受注者は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。」（業務委託契約書第11条第1項）とされており、また、「発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができるものとする。」（同条第2項）とされている。しかし、成果物について、著作権人格権の不行使等を直接的に定めた条項はない。

### イ 規範

著作権法上、著作権人格権として公表権（著作権法第18条）、氏名表示権（同法第19条）、同一性保持権（同法第20条）、並びに、作者の名誉又は声望を害する方法により著作物を利用する行為を禁止する権利（同法第113条）が規定されている。著作権人格権は、財産権としての著作権とは異なり、一身専属的な権利として、譲渡も

相続もできないものとされる（同第59条）。

成果物が著作物に該当する場合は、著作者が著作者人格権を行使することも想定されるため、市が著作物である成果物を制限なく使用するためには、契約上、著作者人格権の不行使等を合意すべきである。

#### ウ 意見

市が本業務委託の成果物を制限なく使用できるようにするため、本業務委託契約の内容として、受託者との間で著作者人格権の不行使等を明示することが望ましい。

## 第7 松江市ホームページリニューアル業務委託 構築経費

### 1 概要

#### (1) 所管課

広報課

#### (2) 契約目的

委託契約書添付の「松江市ホームページリニューアル業務仕様書」によれば、契約目的は以下のとおりとなっている。

松江市ホームページは、平成8年の開設以降、必要最小限のシステム更新を行いながら運用している。

その間、ICT分野の進歩により閲覧者の利便性をさらに向上できるようになっているほか、激甚化する災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、スマートフォンやタブレット端末の普及など、常に状況は変化し続けている。

そのため、市民をはじめとするホームページ利用者の増加や閲覧環境の変化により、求められるニーズに対応しきれない部分が発生している。

そこで、本市では、絶え間なく変化し続ける状況において、利用者のために常に最適な方法で情報を提供するための情報分析や課題解決、また職員の作業量軽減のための提案を行うことができる事業者に対し、ホームページリニューアル業務を実施する。

また、本業務では、ホームページ利用者にとっての使いやすさ、見やすさを最優先に見直す必要があると考え、情報分類、デザイン、CMS機能等を一新するほか、災害発生等の緊急時の対応強化、近年急速に普及している外部からの攻撃に対応できるセキュリティ対策の強化、運用コストの削減を図る。

#### (3) 契約内容

上記仕様書によると、主な業務項目としては、①CMS・システム・サーバ環境の導入・構築・設定、②ホームページの構造・運用設計およびデザイン制作、③アクセシビリティへの対応、④現ホームページのコンテンツ移行、⑤操作・運用マニュアルの提供、⑥操作研修、⑦保守・運用支援、⑧その他、有益な独自提案である。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

株式会社サイネックス

##### イ 選定方法

公募型プロポーザル方式

##### ウ 選定理由

随意契約施行伺によれば、本業務はシステム構築、デザイン手法、システムの操作性など企画内容に特殊性があるため、価格競争のみではなく、提案内容を審査するプロポーザル方式によって決定した事業者と随意契約するものと記載されている。

#### (5) 委託期間

令和4年8月9日から令和5年3月31日

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

23,650,000円(税込)

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

### 3 監査の結果

#### (1) 参加事業者の増加【意見】

##### ア 現状

本業務委託においては、公募型プロポーザル方式が採用され、受託者のみが応募し、審査の結果、受託者との間で随意契約が締結された。

公募型プロポーザルの応募資格の1つに、松江市物品入札参加資格名簿に登録されていることが挙げられている。

本事業の公募開始（令和4年4月14日）から参加承諾締切日（同年5月6日）までに松江市物品入札参加資格者名簿に登録することは、登録できる期間が半年に1回（5月末申請で7月1日から有効、11月末申請で1月1日から有効）となっていることから、本事業の公募期間中に松江市物品入札参加資格者名簿に登録することはできない。

##### イ 規範

公募型プロポーザルは応募があった者を審査して、契約の履行に最も適した契約の相手方を選定する手続であるから、できる限り多くの参加者があることが望ましい。多くの参加者を確保できるように応募資格を検討し、参加者が1者のみとならないよう配慮することが望ましい。

##### ウ 意見

市としては、本事業は、複数の登録事業者が行える事業だと判断して、松江市物品入札参加資格者名簿に登録した事業者であることを応募資格としている。応募資格を制限した理由は、基本的には市の事業者を優先することにあつたものであるが、応募は受託者1者のみであり、市外の事業者であつた。複数の登録事業者から公募があるとの想定が外れ、結果的に応募者が1者だけだったことを踏まえ、できる限り多くの参加者を確保できるように応募資格を検討し、1者の応募と

ならないよう配慮することが望ましい。

## (2) 「大部分」の判断基準【意見】

### ア 現状

委託契約書によれば、「受注者は、この契約の履行について、委託の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。」(委託契約書第18条第1項)とされ、「ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。」(同項ただし書)とされている。

受託者は、令和4年8月9日、市に対して再委託に係る承諾依頼書を提出し、株式会社スマートバリューに対して、本委託業務を再委託している。市としては、事業がすべて受注者の管理・責任の下で行われ、再委託を行う業務においても、責任者及び松江市との窓口は受注者となっており、受注者からの指示により再委託先が作業を行う体制となっていたため、「大部分」の委託にはあたらないと判断し、書面による承諾はしていない。

なお、市において、「大部分」にあたるか否かの判断のための数字等の基準は設けられていない。

### イ 規範

委託契約書によれば、「受注者は、この契約の履行について、委託の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。」(委託契約書第18条第1項)とされ、「ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。」(同項ただし書)とされている。同項の趣旨は、「委託の全部又は大部分を一括して第三者に委託」する場合、委託者の書面による承諾を必要とすることで、再委託先の履行能力や、再委託の必要性及び相当性について、委託者が慎重に検証及び検討し、事後の検証を行うことができるようにすることにあると解される。と

すれば、委託者及び受託者にとって、書面による承諾が必要な「大部分」にあたる再委託であるかの判断を明確にするため、数字等の基準を設けることが望ましい。

## ウ 意見

委託契約書によれば、受託者による「大部分」の再委託は原則として禁止され、委託者である市の書面による承認を得た場合のみ、再委託が可能となっている（委託契約書第18条1項）。「大部分」の委託にあたるか否かが受託者にとって明確でなければ、受託者が「大部分」にあたらないと判断し、市の承認を得ることなく再委託が行われるおそれがある。市としては、事業が受託者の管理・責任の下で行われ、受託者からの指示で再委託先が作業する体制となっていたことをもって「大部分」にあたらないと判断したとのことであるが、事業が受託者の管理・責任の下で行われていれば「大部分」と言えないとすると、受託者の管理・責任の下で行われてさえいけば、委託された業務のすべてを市の承諾なく再委託することもできることになり、妥当とはいえない。そのため、再委託の契約金額や、履行に関与する人数などの数字等の基準を設け、「大部分」に該当するか否かの判断を明確にすることが望ましい。

## （３） 「大部分」の該当性の審査【指摘】

### ア 現状

委託契約書によれば、「受注者は、この契約の履行について、委託の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。」（委託契約書第18条第1項）とされ、「ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。」（同項ただし書）とされている。

受託者が市に提出した再委託に係る承諾依頼書には、再委託に係る

業務として「システム提供・構築」とのみ記載されていた。もっとも、本委託契約は、公募型プロポーザル方式の審査結果に基づいて受注者が選定されており、審査の際のプレゼンテーション・デモンストレーション審査によって、再委託先や再委託する内容について、市は説明を受けており、そのプレゼンテーション資料によれば、導入体制・運用体制として、受託者である株式会社サイネックスからは、統括責任者 1 名、業務遂行チーム 4 名の合計 5 名であるのに対して、再委託先である株式会社スマートバリューからは、開発責任者 1 名、ディレクションチーム 4 名、サポートチーム 5 名、CMS 開発チーム 4 名、ウェブアクセスビリティチーム 4 名、デザインチーム 4 名、インフラチーム 5 名の合計 27 名となっている。同資料によると、各チームの役割は、下記のとおりである。

|                |                                                                          |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 業務遂行チーム        | 業務遂行に関する全般の統括管理。【営業】契約・見積等の調整を担当。【運用】構築業務の統括管理、構築後の保守業務統括窓口・運用サポートなどを担当。 |
| ディレクションチーム     | 構築中の各実施内容の調整・プロジェクトの打合せ、操作研修などを担当。                                       |
| サポートチーム        | 操作の問合せ対応やホームページの軽微な改修時などの保守業務全般の窓口を担当。                                   |
| CMS 開発チーム      | 開発業務・CMS 環境構築、独自機能システム設計・実装、その他 CMS に関する業務。                              |
| ウェブアクセスビリティチーム | データ移行、アクセシビリティ対応を担当。                                                     |
| デザインチーム        | デザイン作成、HTML コーディング、テンプレート実装を担当。                                          |

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| インフラチーム | サーバ・ネットワーク構築，負荷テスト，運用時は監視・緊急時の対応を担当。 |
|---------|--------------------------------------|

市としては，受託者と再委託先との契約金額は確認していない。

## イ 規範

委託契約は受託者が全ての業務内容を履行する能力があることを前提として，受託者が全ての委託業務を履行することを原則として，締結されるものである。

委託契約書によれば，「受注者は，この契約の履行について，委託の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。」（委託契約書第18条第1項）とされ，「ただし，発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。」（同項ただし書）とされている。同項の趣旨は，委託契約は受託者が全ての委託業務を履行することが原則であることからして，「委託の全部又は大部分を一括して第三者に委託」する場合，委託者の書面による承諾を必要とすることで，再委託先の履行能力や，再委託の必要性及び相当性について，委託者が検証及び検討することができるようにすることにあると解される。とすれば，再委託の申請がある場合には，再委託が「大部分」の委託にあたるか否かの判断は慎重に行うべきである。

## ウ 指摘

市は，再委託は委託の「大部分」にあたらないと評価している。再委託に関して市が提供を受けた書類としては，再委託に係る承諾依頼書，プレゼンテーション資料のみである。プレゼンテーション資料における再委託に関する記載は，概ね上記したとおりであるが，その記載からすれば，全体の統括的な役割は受注者が担っていることが伺えるが，実働するチームの人員はほとんどが再委託先の社員である。また，チームの人員の数からしても，受託者が5名であるのに対して，

再委託先の人員は27名であって、再委託先が多数を占めている。

事業が受託者の管理・責任の下で行われていれば「大部分」にあたらぬというのであれば、再委託先の履行能力や、再委託の必要性及び相当性について、委託者が検証及び検討をすべきとする委託契約書の規定の趣旨を没却することになりかねない。

そのため、再委託の申請にあたり、受託者と再委託先との契約金額を確認したり、再委託に係る承諾依頼書、プレゼンテーション資料の他にも資料の提供を受けたりするなど、再委託が「大部分」の委託にあたるか否かの判断は慎重に行うべきである。

#### (4) 再委託の必要性の明記【意見】

##### ア 現状

再委託に係る承諾依頼書には、再委託先の記載のほか、再委託にかかる業務として「システム提供・構築」とのみ記載されている。

##### イ 規範

委託契約は受託者が全ての業務内容を履行する能力があることを前提として、受託者が全ての委託業務を履行することを原則として締結されるものである。そのため、再委託が行われる場合は、再委託の必要性や、再委託先が業務内容を履行する能力があるか否かを、委託者が慎重に検討・検証し、事後の検証が可能なように、再委託の必要性について書面での提出を求めることが望ましい。

##### ウ 意見

再委託に係る承諾依頼書には、再委託にかかる業務の他、再委託の必要性・相当性についても記載を求めることが望ましい。

## 第 8 令和 4 年度第 2 電算室ハウジングサービス業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

デジタル戦略課

#### (2) 契約目的

本業務に係る契約書には契約の目的が明記されていないが、関連資料一切によれば、本委託契約は、新行政対象外システムサーバ等の機器をデータセンターにおいてハウジングし、あわせて運用サービス（サーバ室立会い、異常発生時対応）の提供を受けることを目的とするものと理解される。

#### (3) 契約内容

##### ア ハウジングサービス

受託者のデータセンター内ラックに委託者のサーバ等を設置するエリアを提供し、24 時間 365 日、電源・空調・配線・耐震・防火などに配慮したコンピュータシステムが快適に動作できるインフラ設備を提供する。

##### イ ハウジング運用サービス

データセンター設置機器の交換、修理等のメンテナンス作業時に、受託者において立会業務を実施する。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

セコム山陰株式会社

##### イ 選定方法

随意契約

##### ウ 選定理由

第 2 電算室は、平成 16 年度に「新電算室選定委員会」において、

コンペ方式より設置業者を選定し、住民情報系システム及び内部情報系システムの機器を設置した。平成24年度に新行政情報システム稼働に伴い見直しを実施したが、当初契約時の価格競争の経緯から委託経費が割安になっていること、移設には別途経費が必要であることから、現行の業者に継続して管理させることが安価と判断したため。

#### (5) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

711万8496円（税込）

### 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

### 3 監査の結果

#### (1) 委託の必要性の明記【意見】

##### ア 現状

本契約の随意契約施行準備伺において、当該業務を委託する必要性についての記載はない。

##### イ 規範

業務委託は、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

業務委託契約を締結するに当たっての随意契約施行準備伺においては、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）をできる限り記載すべきである。また、委託の必要性については、毎年状況は変化するものと考えられるので、契約の都度、検討すべきである。

## ウ 意見

業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。

## （２）一定期間ごとの価格の見直しの検討【意見】

### ア 現状

随意契約施行準備伺には、本業務を随意契約により委託した理由について「当初契約時の価格競争の経緯から委託経費が割安になっている」点が挙げられ、根拠法令として地方自治法施行令第１６７条の２第１項第７号が挙げられている。

しかしながら、価格競争が行われたのは平成１６年度であり、以後、現在に至るまで約１８年間、価格競争は実施されていない。

なお、平成１６年度に実施された価格競争の詳細（選定過程、価格競争の結果、参加事業者等）に関する文書は、いずれも保存期間の経過により廃棄処分されており、その詳細は不明である。

### イ 規範

地方公共団体がする契約は、一般競争入札により締結するのが原則であり、随意契約の方法は、政令に定める場合に限って選択することができ（地方自治法第２３４条第１項、第２項）、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき（地方自

治法施行令第１６７条の２第１項第７号）に当たるか否かは、随意契約をしようとする時点で判断する。

この点、「時価に比して著しく有利な価格」とは、「一般的に、品質、性能等が他と比較して問題がなく、かつ、時価を基準とした価格から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合」をいう（松江市随意契約ガイドライン第３条第７号）。

## ウ 意見

本業務について、最後に価格競争が実施されたのは平成１６年度であるところ、その後の経済情勢の変化や本システムに係る技術の変化等により、約１８年が経過した現時点においても本委託先へ業務を委託することが経済的であるといえるか否かについては疑問が残る。

とりわけ、松江市随意契約ガイドライン第３条第７号が、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第７号に基づいて随意契約ができる場合を、一律に判断する基準を示すことは困難との留保付きながら、「競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合」としていることに照らせば、約１８年前の価格競争の結果を、現時点における随意契約選択の根拠とすることには違和感が残る。

そうである以上、過去に価格競争を実施した経緯があったとしても、その後も漫然と随意契約を継続するのではなく、少なくとも数年ごとに価格競争を実施する等、適切な価格設定であるか否かを定期的に検討することが望ましい。

## （３） 移設した場合の経費の試算【意見】

### ア 現状

随意契約施行準備伺には、本業務を随意契約により委託した理由について、「移設には別途経費が必要である」点が挙げられ、根拠法令として地方自治法施行令第167条の2第1項第7号が挙げられている。

しかしながら、移設に関する経費の試算は、平成23年度を最後になされていない。

## イ 規範

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14条）。

## ウ 意見

データサーバ等の移設に経費がかかることは当然である。

しかし、だからと言って、移設に経費がかかることのみを理由に漫然と旧来の事業者との随意契約を継続することは好ましいものではない。場合によっては、経済情勢の変化や技術革新等により、移設に一時的に費用を要したとしても、長期的には経済的になることも考えられる。

長期のベンダーロック状態が続くことが好ましいか否か、長期的なランニングコストを考慮したとき、より経済的な選択肢はないか等の観点からも検討がなされるのが望ましい。

## （４） 契約条項の再検討【意見】

### ア 現状

本契約第14条第3項は、本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、第31条の場合（受託者に帰責事由があり、かつ、連続6時間以上利用不能の場合）を除き、その期間中の料

金の支払義務がある旨規定している。

#### イ 規範

委託業務の対価は、受託者が履行した業務に対して支払われるものである。そうである以上、委託契約においても、（受託者の帰責事由の有無にかかわらず）業務が履行されなかった場合の対価の取扱いについて、松江市に一方的に不利益な条項は修正するよう交渉するのが望ましい。

#### ウ 意見

本契約第14条第3項に従えば、本サービスを利用できない状態が生じたとしても、受託者又は双方に帰責事由がない場合や、受託者に帰責事由があったとしても連続6時間以上の利用不能が生じなかった場合には、松江市は、本サービスに係る料金の支払義務を免れないことになる。

本サービスを利用できない状態が生じる事由は様々考えられるが、少なくとも、本契約に基づくサービスを受託者から受けられなかったにもかかわらず、一定の場合には一律に料金の支払義務を免れないとする条項は、その合理性に疑問がある。

今後の契約の際には、本条項の妥当性について、受託者と十分に交渉することが望ましい。

### （５） 契約目的の委託契約書への明記【意見】

#### ア 現状

本契約に係る委託契約書には、契約の目的が記載されていない。

#### イ 規範

市が行うべき業務の一部を外部に委託する以上、その目的が達成されたか否かを明らかにする意味でも、委託の目的を契約書上も明らか

にしておくことが望ましい。

#### ウ 意見

委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。

## 第9 松江市中海振興ビジョン（仮称）策定業務委託

### 1 概要

#### （1） 所管課

S D G s 推進課

#### （2） 契約目的

中海及び中海周辺における産業振興や文化・スポーツ振興，立地や自然環境を生かした観光振興など，中海エリアの活性化のため，松江市中海振興多目的施設や中海スポーツパーク（仮称）の活用も含めた，松江市としての総合的な振興ビジョンを策定することを目的とする。

#### （3） 契約内容

①基礎調査の追加実施，②ワーキンググループの開催支援，③計画骨子案の作成，④策定委員会の開催支援，⑤パブリックコメントの実施支援，⑥松江市中海振興ビジョン（仮称）の作成，といった業務を委託する。

#### （4） 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

株式会社アテナ

##### イ 選定方法

一般競争入札

##### ウ 選定理由

入札結果による。

#### （5） 委託期間

令和4年8月10日から令和5年3月31日

#### （6） 金額

##### ア 契約金額

5, 720, 000円（税込）

#### イ 変更

令和4年9月14日 6, 752, 900円（税込）に変更

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### （１） 計画の評価基準の策定【意見】

#### ア 現状

本業務委託は、中海エリアの活性化のため、松江市中海振興多目的施設や中海スポーツパーク（仮称）の活用も含めた、松江市としての総合的な振興ビジョンを策定することを目的としている。

本業務委託において、市民参加のワークショップの開催、企業・団体に対するヒアリング調査、パブリックコメントの実施をしており、SDGsアドバイザーの見解も受けた上で、振興ビジョンを策定している。

ただし、策定された振興ビジョンの内容について、評価基準等は定めていない。

#### イ 規範

業務委託は、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

業務委託をする必要性（経済性，効率性，有効性）を検討するためにも，業務委託をした結果について，評価判断できるようにすべきである。

## ウ 意見

本業務委託は，振興ビジョンという行政計画の策定のための調査・分析だけでなく，行政計画の策定そのものを委託するものである。行政計画の内容については，今後，市が行政計画を実行していく過程において，評価・修正等が行われていくものと考えられるが，それらの結果をフィードバックするなどして，業務委託により策定された振興ビジョンを評価できる基準などを設定することを検討することが望ましい。

## 第 1 0 総合案内・電話交換業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

市民生活相談課

#### (2) 契約目的

本業務に係る契約書には契約の目的が明記されていないが、関連資料一切によれば、本委託契約は、来訪者に気持ちよく市役所を利用してもらうために、受託者の有する専門的な技術並びに経験等に基づいて総合案内および電話交換業務を実施することを目的とするものと理解される。

#### (3) 契約内容（委託業務の内容）

##### ア 総合案内（フロア案内を含む）

市役所内において、来庁者の総合的な案内業務を行う。

##### イ 電話交換

電話交換室において、電話交換業務を行う。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

テルウェル西日本株式会社 島根営業支店

##### イ 選定方法

一般競争入札

##### ウ 選定理由

入札結果による。

#### (5) 委託期間

令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 5 年 5 月 2 日

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

2398万0000円（税込）

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### （1） 委託によるコスト削減効果の検討【指摘】

#### ア 現状

本業務の委託内容は、市役所内での来庁者の総合案内業務と電話交換業務であり、特段の専門技術的な知見を必要とする業務ではない。

また、本業務に係る委託は平成7年から実施されているところ、これまでの間、本業務を市が直営で行った場合のコストと外部に委託した場合のコストが比較されたことはなく、本業務を外部に委託するに至った経緯も、平成7年当時（委託開始時）の資料が残っておらず不明である。

#### イ 規範

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14条）。

また、業務を委託する際には、当該業務を委託する必要性を検討すべきである。

#### ウ 指摘

本業務の遂行に当たっては、特段の専門技術的な知見を要するものではない以上、必ずしも外部に委託する高度の必要性は認められず、松江市が直営で行うことも可能と考えられる。

そうである以上、本業務を外部に委託するに際しては、委託の必要性を検討した上、外部に委託することによって得られるコスト削減効果を検討すべきである。

## **(2) 契約目的の委託契約書への明記【意見】**

### **ア 現状**

本契約に係る委託契約書には、契約の目的が記載されていない。

### **イ 規範**

市が行うべき業務の一部を外部に委託する以上、その目的が達成されたか否かを明らかにする意味でも、委託の目的を契約書上も明らかにしておくことが望ましい。

### **ウ 意見**

委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。

## 第 1 1 松江市公園墓地芝生草地管理業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

市民課

#### (2) 契約目的

本業務に係る契約書には契約の目的が明記されていないが、関連資料一切によれば、本委託契約は、松江市公園墓地墓所内の芝生および草地等を適切に維持管理することを目的とするものと理解される。

#### (3) 契約内容

ア 松江市公園墓地墓所内の芝生及び草地等の維持管理を行うこと。

イ 作業内容は、芝刈、草刈を行うこと。

対象となる範囲及び作業回数は、別途管理図及び作業数量内訳書によって示された範囲及び回数とする（芝墓所においては、墓石場所を除く全ての芝生地が対象となる。）。

当初業務については、施肥、目土掛け、補植、病虫害防除、灌水等を予定していないが、必要に応じて追加変更する場合がある。

#### (4) 契約方法及びその理由

ア 受託者

松浦造園株式会社

イ 選定方法

希望型指名競争入札

ウ 選定理由

入札結果による。

#### (5) 委託期間

令和 4 年 4 月 2 8 日から令和 5 年 3 月 2 4 日まで

## (6) 金額

### ア 契約金額

1067万0000円(税込)

### イ 変更

令和5年3月13日付け第1回業務委託変更契約により、既定請負代金額が28万8200円(税込)増額されている。

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 契約目的の委託契約書への明記【意見】

#### ア 現状

本契約に係る委託契約書には、契約の目的が記載されていない。

#### イ 規範

市が行うべき業務の一部を外部に委託する以上、その目的が達成されたか否かを明らかにする意味でも、委託の目的を契約書上も明らかにしておくことが望ましい。

#### ウ 意見

委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。

## 第12 Ruby City MATSUEプロジェクト2.0計画策定業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

まつえ産業支援センター

#### (2) 契約目的

業務仕様書によれば、「松江市が進めている「Ruby City MATSUE プロジェクト」の従来の取組に、地元 IT 企業の更なる成長、地元他業種企業と連携による相互成長、成長性評価の企業誘致、企業・新ビジネス創出、地元企業の DX 化（デジタル技術による経営革新）、海外展開を推進する施策を加えて、2030年を目標年次として事業計画を策定することを目的とする」と記載されている。

#### (3) 契約内容

業務仕様書によれば、(1) 検討チーム事務局業務（①検討チームにおける、検討議題の整理、検討会議の企画運営、検討会議及び懇親会の議事録の作成その他必要な調整作業、②(2)、(3)及び(4)における関係者との調整作業）、(2) 実績検証業務（①市及びプロジェクト関係者との協議による過去プロジェクトの実績検証作業、②上記検証結果の分析）、(3) 調査業務（①上記(2)を踏まえた調査仮説の立案、②市内 IT 企業へのアンケート調査票の作成（調査票の配布は市が行う。）、③Ruby City MATSUE プロジェクト若しくはスタートアップ業界に関わりのある人物へのヒアリング調査、④先進事例調査、⑤上記調査結果の分析、(4) 計画策定業務（検討チームによる検討結果、懇談会の内容、(2)による検証結果、(3)による調査結果を総合的にとりまとめ、2030

年を目標年次とする実績手法も想定した具体的な事業計画の策定)と記載されている。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

一畑電気鉄道株式会社

##### イ 選定方法

公募型プロポーザル方式

##### ウ 選定理由

市が進めている「R u b y C i t y M A T S U E プロジェクト」の従来の取組に、地元 IT 企業の更なる成長、地元他業種企業と連携による相互成長、成長性評価の企業誘致、企業・新ビジネス創出、地元企業の DX 化（デジタル技術による経営革新）、海外展開を推進する施策を加えて、2030年を目標年次として事業計画を策定するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を広く募り、総合的に評価し事業実施の委託業者を選定したもの。

#### (5) 委託期間

令和4年7月12日から令和5年2月28日

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

5,324,000円(税込)

##### イ 変更

令和4年9月26日 3,591,500円(税込)減額

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

### 3 監査の結果

#### (1) 委託の必要性の明記【意見】

##### ア 現状

業務委託した理由は、部署内の人員体制で、調査仮設立案・ヒアリング・計画策定等の業務を行うことは不可能であるためである。

随意契約施行伺に記載された選定理由は上記のとおりであり、業務委託した必要性についての記載はない。

##### イ 規範

業務委託は、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

業務委託契約を締結するに当たっての随意契約施行準備伺においては、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）をできる限り記載すべきである。また、委託の必要性については、毎年状況は変化するものと考えられるので、契約の都度、検討すべきである。

##### ウ 意見

随意契約施行伺において、本事業を業務委託する必要性について記載することが望ましい。

#### (2) 参加事業者の増加【意見】

##### ア 現状

本業務委託においては、公募型プロポーザル方式が採用された。応

募したのは受託者のみであって、審査の結果、受託者との間で随意契約が締結された。

プロポーザル実施要領によれば、上記プロポーザルの応募条件として、「(12) 松江市の入札参加資格者であって、松江市内に本社を有する者、松江市内に契約を委任した営業所を有する者又は松江市内に契約を委任しない営業所を有する者であること。」と記載されている(実施要領1, 2頁)。応募資格を制限した理由は、本業務委託では R u b y C i t y M A T S U E プロジェクトの経緯を踏まえて次期計画を策定するため、特に調査業務においてはプロジェクトスタートからの16年間における文章化されていない情報を織り込む必要があり、①対面での定期的な打ち合わせが必要であること、②市内の地理や状況について深い理解が必要であること、の2点が必要となるためである。過去にまつえ産業支援センターでは類似の調査事業において、リモートでの打ち合わせを中心とした業務を行ったが、関係者との調整作業・打ち合わせ等で発注者側に想定外の負担が生じた。

「①対面での定期的な打ち合わせが必要であること、②市内の地理や状況について深い理解が必要であること」の理由は、プロジェクトは、産官学とコミュニティによる連携事業として進めており、プロジェクトに関する情報は松江市役所内だけでなく、市内の教育機関・企業・コミュニティ・R u b y アソシエーションに点在している。そのため、円滑に各機関・団体・個人から情報を聞き取るには、市役所と対象者との関係性や、現在対象者がプロジェクトとどう関わっているか等の背景を把握した上で交渉する必要がある。そのため、①市役所と密にコミュニケーションをとって関係性を把握する必要があり、②松江オープンソースラボで開催されているコミュニティイベントの内容やIT企業の位置関係などを的確に理解する必要があるためで

ある。

「過去にリモートでの打ち合わせを中心とした業務を行った際に生じた想定外の負担」とは、令和3年度の調査業務委託において、受託者とのリモート会議では、複雑な情報の意思疎通が難しく、ヒアリング先のWeb環境が悪い場合には、受託者に代わって市が対面にて実施するなど、人的コストがかかったというものである。

## イ 規範

事業計画の策定というもともと市場原理になじまない事業であることを考えると、プロポーザル方式が導入されたことには合理性が認められる。しかし、プロポーザル方式であっても参加事業者が1者のみである場合は、価格だけでなく、調査仮設立案・ヒアリング・計画策定などの具体的な企画提案内容についても競争は生じない。プロポーザル方式であっても参加事業者が1者のみの現状は好ましくなく、複数の事業者が参加するように考慮すべきである。

## ウ 意見

市が応募資格を制限した理由は、上記のとおりである。しかし、市に本社や営業所を有していなくても、「①市役所と密にコミュニケーションをとって関係性を把握する必要がある、②松江オープンソースラボで開催されているコミュニティイベントの内容やIT企業の位置関係などを的確に理解する」ことは、オンラインでの通信が発達している現在においては、十分に可能である。また、「過去にリモートでの打ち合わせを中心とした業務を行った際に生じた想定外の負担」があったとのことであるが、オンライン通信が発達した現在においては、松江市と受託者との間で、複雑な情報の意思疎通も十分に可能と考えられる。一番の懸念は、ヒアリング先のWeb環境とも考えられるが、本委託事業におけるヒアリングの対象となる関係者は、Rub

yに精通している企業及び個人であって、ヒアリング先のWeb環境が問題になることはほとんどないと思料される。

本事業は令和5年度も実施されており、公募型プロポーザルによる受託者は、令和4年度の公募後に松江市に営業所を開設した企業であって、応募要件の制限がなければ、令和4年度の公募に応募することができていた可能性もある。

公募型プロポーザルへの応募が受託者1者だったことを踏まえ、1者の応募とならないよう、複数の事業者が参加できるように配慮することが望ましい。

### 第 1 3 生活困窮者就労準備支援及び生活困窮者家計改善支援事業業務委託

#### 1 概要

##### (1) 所管課

生活福祉課

##### (2) 契約目的

生活困窮者自立支援法第 5 条第 2 項及び第 7 条第 3 項に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進することを目的とする。

##### (3) 契約内容

①自立相談支援事業・住居確保給付金事業、②就労準備支援事業、③家計改善支援事業、④一時生活支援事業、⑤アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業といった業務を委託する。

##### (4) 契約方法及びその理由

###### ア 受託者

社会福祉法人松江市社会福祉協議会

###### イ 選定方法

随意契約

###### ウ 選定理由

松江市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された団体であり、公共性・公益性が高く、また、各地区社会福祉協議会等を通して市内全域をカバーするネットワークを持っている唯一の団体でもある。この契約は、このような団体と契約するものであることから、随意契約審査会案件になじまないもの。

**(5) 委託期間**

令和4年4月1日から令和5年3月31日

**(6) 金額**

**ア 契約金額**

生活困窮者自立相談支援事業

30,000,000円(税込)

生活困窮者就労準備支援事業

8,233,000円(税込)

生活困窮者家計改善支援事業

3,463,000円(税込)

生活困窮者一時生活支援事業

1,535,000円(税込)

アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業

8,389,000円(税込)

**イ 変更**

令和5年3月31日

生活困窮者自立相談支援事業

26,886,621円(税込)

生活困窮者就労準備支援事業

7,678,266円(税込)

生活困窮者家計改善支援事業

3,245,251円(税込)

生活困窮者一時生活支援事業

1,430,461円(税込)

アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業

6,666,916円(税込)

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 随意契約の理由の記載【意見】

#### ア 現状

本業務委託契約の随意契約施行準備伺において、随意契約の理由として「松江市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された団体であり、公共性・公益性が高い。また、各地区社会福祉協議会等を通して市内全域をカバーするネットワークを持っている唯一の団体でもある。この契約は、このような団体と締結するものであることから、随意契約審査会案件になじまないもの。」とされている。

#### イ 規範

市では、「地方公共団体の契約は競争入札が原則であること」を確認するとともに、「例外事項である随意契約を行う場合には、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的かつ総合的に判断することで、公正性や経済性を確保し、市民に対する説明責任を果たすとともに、安易な随意契約を行うことのないよう、施行令に適応する指針とするため」に、松江市随意契約ガイドラインが作成されている。

かかるガイドラインからすれば、随意契約の理由の記載については、市民に対する説明責任を果たせる程度に具体的記載すべきである。

#### ウ 意見

「この契約は、このような団体と締結するもの」との記載は、前段

のどの部分が随意契約の理由とされているのか不明確であるため、随意契約の理由の記載方法として不十分であり、随意契約の理由をより具体的な記載をすることが望ましい。

## **(2) 業務委託費の相当性の検討【意見】**

### **ア 現状**

本業務委託契約は、受託者との間で特命随意（１者随意）契約が締結されている。本業務委託契約の委託費について、平成３０年度以降、他の自治体における単価や委託料の計算方法などの調査や類似契約の委託料の調査などは実施されていない。

### **イ 規範**

松江市随意契約ガイドラインにおいて、特命随意（１者随意）契約をする場合には、原則として価格の妥当性（積算内訳、類似契約、他市事例等）を調査の上、適切な設計額を設定することとされている。

### **ウ 意見**

特命随意（１者随意）契約を締結するに当たって、積算内訳だけでなく、類似契約や他市事例等の調査も行うことが望ましい。

## **(3) 委託の必要性の明記【意見】**

### **ア 現状**

本業務委託契約の随意契約施行準備伺において、当該業務を委託する必要性についての記載はない。本業務委託は、生活困窮者自立支援法に基づく業務の委託であり、全国的には地方公共団体が直営で行っているところもある。

### **イ 規範**

業務委託は、地方自治法第２条第１４項の「地方公共団体は、その

事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

業務委託契約を締結するに当たっての随意契約施行準備伺においては、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）をできる限り記載すべきである。また、委託の必要性については、毎年状況は変化するものと考えられるので、契約の都度、検討すべきである。

#### ウ 意見

業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。

## 第 1 4 プラバホール音楽振興業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

生涯学習課

#### (2) 契約目的

プラバホールは、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、松江市総合文化センターの大規模改修工事に伴い臨時休館する。この休館期間中、市内他会場において各種音楽振興事業を実施することにより、継続的な芸術文化振興を図るとともに、プラバホールのリニューアルオープンに向けた機運を醸成する。また、リニューアルオープンを見据え、プラバホールの施設、設備及び駐車場の利用に係る各種業務を行う。

#### (3) 契約内容

ア 音楽振興事業の企画及び実施に関する事務

イ プラバホールの施設、設備及び駐車場の利用に関する業務

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

N P O 法人松江音楽協会

##### イ 選定方法

随意契約

##### ウ 選定理由

- ① N P O 法人松江音楽協会は、プラバホールの開館当時、音楽鑑賞事業や振興事業の企画や音楽を通じた人材育成を目的に、市内の音楽家、音楽教育者、愛好家などにより設立された。また、平成 2 6 年度からは指定管理者としてプラバホールの管理運営や音楽振興事業を担ってきた。

② 本業務は、総合文化センター大規模改修に伴うプラバホール休館期間中、市内他会場に置いて各種コンサート、コンクール、講座などの音楽振興事業を実施するとともに、リニューアルオープン後の施設利用に向けた準備や、改修工事への施設管理運営面に係る助言などを行うものである。

③ 本業務の履行に当たっては、音楽芸術や舞台運営などについての専門的な知識や、地元の音楽関係者・音楽関係団体との連携、またプラバホールの管理運営についてのノウハウが求められ、当該団体以外では不可能であるため。

#### (5) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

4217万6000円（税込）

##### イ 変更

令和4年4月1日付けプラバホール音楽振興業務委託変更契約により、契約金額が4442万9960円（税込）に増額されている。

### 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

### 3 監査の結果

#### (1) 再委託の可否に関する検討【指摘】

##### ア 現状

本契約書第13条は、委託業務の全部又は一部の第三者への委託を

原則として禁止する一方で、松江市からの書面による事前の承諾を得たときは再委託が許される旨規定する。

本業務については、受託者より、令和4年4月1日付けで「令和4年度プラバホール音楽振興事業業務委託契約書に基づく第三者への委託について(協議)」と題された書面(以下「再委託申請書」という。)が提出されており、松江市は、同日付けで承認する旨回答しているが、再委託申請書は添付書面等の付されていない1枚もののペーパーであり、再委託業務の標題と再委託先が列挙されているのみである。

再委託申請書の具体的な記載内容は、以下のとおりである。

「1 第三者への再委託業務及び委託先

①プラバホール音楽振興事業に係る舞台技術支援業務委託

T S KエンタープライズD C株式会社

②プラバホール大規模改修に伴う技術的サポート業務委託

T S KエンタープライズD C株式会社

③松江プラバ音楽コンクール

松江プラバ音楽コンクール実行委員会

④松江プラバ室内合唱コンクール

島根県合唱連盟

⑤専属オルガニスト委託 米山麻美

⑥オルガン基礎講座委託 米山麻美

⑦チケット販売システム「かーるく満席」に係る保守契約

株式会社アカシック

⑧音楽系部活動情報発信事業に係るコンテンツ制作業務委託

株式会社S T Y L E R I N G

⑨音楽系部活動情報発信事業に係るW E B サイト制作業務委託

株式会社S T Y L E R I N G 』

## イ 規範

松江市随意契約ガイドラインは、再委託の承認について、「例外的に、随意契約の相手方が再委託を希望する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を随意契約の相手方に提出させ、次の各号の全てについて審査し、適当と認められる場合に限り承認を行うものとする」(第5条第2項)と規定し、承認に当たっての審査事項を「(1)再委託を行う合理的理由、(2)再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力、(3)その他必要と認められる事項」と定めている。

また、委託契約において原則として再委託を禁止している以上、受託者が業務の全部又は一部を再委託する場合、再委託先が適切に委託事務を履行できる体制を整えているか否か、その他再委託先として適切かどうかを確認するためにも、受託者に対し、再委託する業務や再委託先に係る各種資料や情報等の提出を求めるべきである。

## ウ 指摘

再委託申請書には、再委託業務の標題及び委託先しか記載されておらず、その他の資料等も添付されておらず、記録上、再委託の承認に当たって十分な検討がなされたものと評価することはできない。

再委託の承認に当たっては、松江市随意契約ガイドラインに従い、受託者に対し、「再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面」の提出及び承認審査に必要となる各種資料等の提出を求めるべきである。

## (2) 委託の必要性の明記【意見】

### ア 現状

本業務委託契約の随意契約施行準備伺において、当該業務を委託する必要性についての記載はない。

### イ 規範

業務委託は、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

業務委託契約を締結するに当たっての随意契約施行準備伺においては、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）をできる限り記載すべきである。また、委託の必要性については、毎年状況は変化するものと考えられるので、契約の都度、検討すべきである。

### ウ 意見

業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。

## 第 15 松江市立南学校給食センター整備及び運営事業維持管理業務

### 1 概要

#### (1) 所管課

学校給食課

#### (2) 契約目的

松江市と維持管理事業者とが相互に協力し、維持管理業務委託事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めること。

#### (3) 契約内容

随意契約施行伺によれば、老朽化した南学校給食センターの整備において、DBO 方式を採用し、新たな学校給食センターの設計、建設工事、工事監理及び現施設の解体工事、調理及び配送等の運営業務、維持管理業務を一括して発注するもので、本契約は、そのうち施設・設備の維持管理や警備等の維持管理業務を委託するものである。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

北陽ビル管理株式会社

##### イ 選定方法

公募型プロポーザル方式

##### ウ 選定理由

DBO 方式を採用し、設計、建設工事、工事監理及び現施設の解体工事、調理及び配送の運営業務、維持管理業務を一括して発注するもので、価格競争だけでなく、建築や学校給食に関する専門的な見地を踏まえて事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者選定委員会において最優秀提案者として東洋食品グループが選定されたため、当該グループの維持管理業務を担う構成企

業と随意契約を行うもの。

**(5) 委託期間**

平成30年4月1日から平成42（令和12）年3月31日

**(6) 金額**

**ア 契約金額**

180,268,200円（税込）

**イ 変更**

平成31年4月1日 3,338,300円（税込） 増額

**2 監査の方法**

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

**3 監査の結果**

**(1) 書面による承諾【意見】**

**ア 現状**

本委託業務は再委託されており、委託契約書の「別紙3 業務の委託又は請負企業一覧」に、再委託する業務内容、再委託する企業の名称、所在地のみ記載されている。別紙3に記載された再委託先の企業には、協力企業以外の企業が含まれている。再委託先に関する資料の提供は、必要がなければ、求めていない。

**イ 規範**

委託契約書によれば、「維持管理事業者は、維持管理業務を協力企業に委託するほか、市の事前の書面による承諾を受けた場合に限り、維持管理業務の一部を協力企業以外の第三者に委託することができる。」（委託契約書第13条第1項）とされている。その趣旨は、委託契約

は受託者が全ての業務内容を履行する能力があることを前提として、受託者が全ての委託業務を履行することを原則として、締結されるものであるから、協力企業以外に再委託が行われる場合においては、委託者に、再委託の必要性や、再委託先が業務内容を履行する能力があるか否か検討することを求めることにある。とすれば、協力企業以外の第三者に再委託がなされる場合には、再委託先の必要性や、再委託先の履行能力について、契約の締結前に、検討のための資料等の提供を求めることが望ましい。

## ウ 意見

協力企業以外の再委託先について、再委託の必要性や、再委託先が業務委託を履行する能力があるか否か検討するための、資料等の提供を求めることが望ましい。

## (2) 再委託先の個人情報保護義務【指摘】

### ア 現状

本業務委託においては、受託者は再委託先に対して、受託者と同様の保護義務を課すこととなっている（委託契約書第51条第10項）。受託者が再委託先に対して同様の保護義務を課しているか、市として確認はしていない。

### イ 規範

委託契約書によれば、個人情報の保護について、受託者は再委託先に対して、受託者と同様の保護義務を課すとされている（委託契約書第51条第10項）。個人情報保護の重要性に鑑みれば、受託者は、再委託先から、受託者が市に対して負う義務と同様の義務を履行する旨の意思表示を得るべきであり、かつ、契約書として文書化するべきであって、市としても、その旨を確認すべきである。

## ウ 指摘

契約は契約当事者に対する拘束力を有するにとどまり、再委託先を拘束するものではない。そのため、委託契約書の別紙に再委託先が明記されているからといって、再委託先が同様の個人情報保護義務を課せられているものではない。

市としては、受託者が、再委託先から、受託者が市に対して負う義務と同様の義務を履行する旨の意思表示を得ているか、確認すべきである。

## 第 1 6 松江市立宍道学校給食センター副食配送・回収業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

学校給食課

#### (2) 契約目的

本業務に係る契約書には契約の目的が明記されていないが、関連資料一切によれば、本委託契約は、松江市内の学校教育施設において学校給食を円滑に実施することを目的とするものと理解される。

#### (3) 契約内容

ア 業務日は、松江市立宍道学校給食センター（以下「宍道センター」という。）稼働日及び各学期給食開始前日とし、年間概ね 1 9 8 日（給食予定日数 1 9 5 日＋各学期給食開始前日 3 日）とする。

イ 勤務時間は、原則として午前 1 0 時から午後 3 時までの 5 時間とし、休憩は正午から午後 1 時までとする。ただし、午前中の作業の都合等により休憩が正午を過ぎた場合は、1 時間の休憩を取った後に午後の作業を開始するものとする。

ウ 宍道センターの稼働日（午前・午後）及び各学期開始前日における業務内容及び手順については、それぞれ次のとおりである。

#### 【午前】

- ① 運転手は従事者の点呼及び健康観察を行い、宍道センター所長に報告する。
- ② 運転手は配送車運転日誌を受け取り当日の作業確認、各配送校への連絡事項、会社からの指示事項の伝達を行う。
- ③ 従事者が変更する場合は、発注者へ報告する。
- ④ 運転手は業務開始前に車両の点検を行う。
- ⑤ 配送車の荷台内部を消毒する。

- ⑥ 配送準備の整ったコンテナを車両へ積み込む。
- ⑦ 第1便分を配送校へ配送し、配送校の指定された場所へ降ろす。
- ⑧ 配送車運転日誌を記入する。
- ⑨ 配送車の内部を確認し、汁等がこぼれていないか確認する。こぼれていた場合は、ペーパータオルでふき取る。その後宍道センターへ戻る。
- ⑩ 以後、第2便分、第3便分を配送校へ配送する。配送校の指定された場所へ降ろし、休憩に入る。

#### 【午後】

- ① コンテナ等の回収を行う。
- ② 回収漏れがないよう十分注意する。また、配送校から宍道センターへの連絡文書などがある場合は、併せて回収すること。
- ③ 回収したコンテナを宍道センターへ搬入する。
- ④ 配送車運転日誌を記入する。
- ⑤ 宍道センターに持ち帰ったごみは、所定の場所へ置く。
- ⑥ 以後、第2便分、第3便分の回収を順次行う。
- ⑦ 回収終了後、配送車の荷台内部を清掃、洗浄し、水切り等を行う。
- ⑧ 配送校から持ち帰った連絡文書、配送車運転日誌など宍道センター事務所へ渡す。

#### 【学期給食開始前日】

- ① 業務開始に備え、車両の点検・清掃・洗浄を行う。
- ② 当日の作業確認、各配送校への連絡事項、会社からの指示事項の伝達を行う。
- ③ 発注者から軽微な作業の依頼がある場合は、可能な限り協力する。

エ 1日の配送計画は、「配送・回収計画」により、午前の配送計画として第1便～第3便、午後の回収計画として第1便～第3便の時間が指

定されている。ただし、学校行事等により変更する場合があるので、  
その際は、発注者から事前に指示するものとする。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

有限会社クリーンサービス

##### イ 選定方法

指名競争入札

##### ウ 選定理由

入札結果による。

#### (5) 委託期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

4763万0000円（税込）

（内訳）

令和2年度 952万6000円（税込）

令和3年度 952万6000円（税込）

令和4年度 952万6000円（税込）

令和5年度 952万6000円（税込）

令和6年度 952万6000円（税込）

##### イ 変更

令和3年3月22日付け変更契約により、令和2年度契約金額が9  
49万3508円（税込）に変更されている。

令和4年3月24日付け変更契約により、令和3年度契約金額が9  
51万9908円（税込）に変更されている。

令和5年3月23日付け変更契約により、令和4年度契約金額が9

52万1939円（税込）に変更されている。

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 車検期間満了後の新たな車検証写しの徴求【指摘】

#### ア 現状

本契約上、本業務の受注者は、本業務に専用の車両（以下「専用車」という。）を使用すること（詳細仕様書8(7)）、及び、本業務開始までに専用車の車検証の写しを提出することが求められている（詳細仕様書8(10)）。

本委託業務の契約期間は5年間であるから、専用車は、本契約期間中に少なくとも1回は車検期間の満了を迎えることになるが、本契約書には、車検期間が満了した際に、新たな車検証の写しを徴求する旨の規定はなく、運用上も、新たな車検証の写しを徴求することはなされていない。

#### イ 規範

松江市が委託する業務に専用の車両を求める以上、契約期間の全期間を通じて、当該車両が少なくとも法令上の規制等を満たしているか否かを確認すべきである。

#### ウ 指摘

本業務が万が一にも車検切れ車両により遂行されることのないよう、契約期間中に車検期間が満了する場合は、すみやかに新たな車検証を徴求するよう仕様書を改めるべきである。

## (2) 委託業務の従事者に対する勤務時間の指定【指摘】

### ア 現状

本契約には、本業務の内容として、1日の配送計画及び回収計画（詳細仕様書6(3)、別紙2）が定められているだけでなく、本業務に従事する者の勤務時間についても、「原則として午前10時から午後3時までの5時間とし、休憩は正午から午後1時までとする。ただし、午前中の作業の都合等により休憩が正午を過ぎた場合は、1時間の休憩を取った後に午後の作業を開始するものとする。」（詳細仕様書5(2)）と定められている。

この点、所管課によると、受託者の勤務時間を詳細仕様書に明記した理由は、配送計画に記載した時間帯を目安に業務を行う上で、事前準備や回収後の車両点検等を加えた勤務に必要な時間を明記したものであり、これにより、配送員及び配送助手の拘束時間が明確になり、委託料算出に反映することができる点にあるとのことであった。

### イ 規範

業務委託契約は、一方（委託者）が、他方（受託者）に対し、特定の業務の遂行を委託することを内容とする契約であるから、受託者の下で業務に従事する者に対する指揮命令権限（労働時間の管理を含む。）は受託者が有し、委託者が有するものではない。

### ウ 指摘

本業務の委託にあたり、市が、受託者に対し、配送及び回収スケジュールを指定することはあるとしても、本業務に従事する者の勤務時間や休憩時間までをも詳細仕様書で指定することはできない。委託料を算出する際の日安とする趣旨であれば、詳細仕様書上もその旨明確にしておくべきである。

### (3) 競争性確保の方策の検討【意見】

#### ア 現状

本業務は、少なくとも平成22年、平成27年、令和2年にそれぞれ実施された入札において、いずれも同一の事業者（有限会社クリーンサービス）が落札している。

#### イ 規範

地方公共団体の行う契約事務においては、公正な処理を実現し、機会均等の理念に適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札が原則とされる（地方自治法第234条第1項・第2項）。

1者入札の状況が継続すると、公正な処理を実現し、機会均等の理念に適合し、かつ経済性を確保するという入札の合理性が失われる可能性があるうえ、設計額が安価で経済的な理由から参加事業者がいない状況であるとする、適正な業務がなされないおそれもあり、入札業者がいなくなるおそれもある。

地方公共団体の行う入札については、できる限り1者入札が継続しないよう配慮するのが望ましい。

#### ウ 意見

本業務については入札であるにも関わらず、同一事業者による1者入札及び同社との契約が続いている。

もちろん、本業務に係る地理的な要因もあり、1者入札状況の解消は容易ではないが、本業務は必ずしも特殊な技術等を要する業務ではないから、例えば、他の類似業務と併せた契約として入札を実施したり、現状の5年間という契約期間を変更したりする等、競争性を確保するための方策を検討するのが望ましい。

#### (4) 契約目的の委託契約書への明記【意見】

##### ア 現状

本契約に係る委託契約書には、契約の目的が記載されていない。

##### イ 規範

市が行うべき業務の一部を外部に委託する以上、その目的が達成されたか否かを明らかにする意味でも、委託の目的を契約書上も明らかにしておくことが望ましい。

##### ウ 意見

委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。

## 第 17 インバウンド対策事業業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

国際観光課

#### (2) 契約目的

コロナ後を見据えた外国人観光客への情報発信や旅行会社との関係維持のため、官民を挙げた取り組みを進める必要があり、民間の視点を取り入れた運営によって、外国語での情報発信や現地旅行会社へのコンタクト、問い合わせ対応など、誘客につながる活動を幅広く実施することを目的とする。

#### (3) 契約内容

①外国人旅行客受入及び誘客対策に対応しうる者の常勤雇用、②海外プロモーション、情報発信、③その他インバウンドの推進に必要な活動といった業務を委託する。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

一般社団法人松江観光協会

##### イ 選定方法

随意契約

##### ウ 選定理由

一般社団法人松江観光協会は地域の観光振興を目的とした団体で、松江国際観光案内所における4か国語での案内業務など、松江市を訪れる外国人観光客の対応に取り組んでいる。また、旅行業界や松江の観光PRに精通した人材を雇用しているため、インバウンド対策事業を効果的に実施できる。

#### (5) 委託期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日

## (6) 金額

### ア 契約金額

５，４９９，８５０円（税込）

### イ 変更

令和５年３月３１日 ５，２９３，１５９円（税込）に変更

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 業務委託方法の相当性【指摘】

#### ア 現状

本業務委託の仕様書において、勤務場所が「松江市観光部国際観光課」とされ、委託業務の内容に「外国人旅行者受入及び誘客対策に対応しうる者の常勤雇用」が挙げられており、その就業時間として「８時３０分から１７時１５分まで」休日として「土曜日、日曜日及び祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）」とされている。

#### イ 規範

厚生労働省の告示（平成２４年厚生労働省告示第５１８号）「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（以下、「区分に関する基準」という。）によれば、「請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とす

る。」(第2条柱書)とされる。

労働者派遣法第5条第1項の許可を受けないで労働者派遣事業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることになり(労働者派遣法第59条第2号)、労働者供給に当たる場合は職業安定法第44条違反となり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることになる(職業安定法第64条第10号)。

## ウ 指摘

本業務委託においては、業務委託の内容として松江市観光部観光課を勤務場所として勤務時間・休日の指定を受けた常勤の者が受託者に雇用されている。区分に関する基準では、請負に該当するといえるためには「労働者の始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理(これらの単なる把握を除く。)を自ら行うこと。」(区分に関する基準第2条第1号ロ(1))とされており、これに該当しない可能性がある。

また、市によれば、勤務命令は国際観光課で行い、その都度受託者に情報共有し、双方で管理しているとのことであるが、区分に関する基準では「労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと」(区分に関する基準第2条第1号ハ(1))、「労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理(これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。)を自ら行うこと」(区分に関する基準第2条第1号ロ(2))とされており、これに該当しない可能性がある。

さらに、本業務委託の委託費の算定において、人件費として社会保険料、福利厚生費、健診費、賃金(本俸、時間外)を算定し委託費を算出している。区分に関する基準では「業務処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。」((区分に関す

る基準第2条第2号イ)とされており、時間外賃金や健診費まで委託費算出の項目となっていることを考えると、これに該当しない可能性がある。

以上のとおり、本業務委託契約の常勤の者の雇用という委託業務内容は、受託者が労働者派遣事業を行う事業主となる可能性があり、偽装請負の疑義があるので、契約の内容を変更すべきである。

## (2) 委託の必要性の明記【意見】

### ア 現状

本業務委託契約の随意契約施行準備伺において、当該業務を委託する必要性についての記載はない。

### イ 規範

業務委託は、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

業務委託契約を締結するに当たっての随意契約施行準備伺においては、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）をできる限り記載すべきである。また、委託の必要性については、毎年状況は変化するものと考えられるので、契約の都度、検討すべきである。

### ウ 意見

業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。

### (3) 業務委託費の相当性の検討【意見】

#### ア 現状

市では、本業務委託契約を締結するにあたり、他の業者から見積り  
を取得しておらず、他の自治体や類似契約の委託料の調査も行われて  
いない。

#### イ 規範

松江市財務規則第49条第1項では、「なるべく2人以上から見積  
書を徴さなければならない。」とされている。

松江市随意契約ガイドラインによれば、①契約の性質または目的に  
より契約の相手が特定されるとき、②他の業者が見積提出を拒否した  
とき、③災害時等特別の事情があるときには、見積徴取者を1人とす  
ることができるとするが、その場合でも原則として価格の妥当性（積  
算内訳、類似契約、他市事例等）を調査のうえ、適正な設計額を設定  
することとされている。

#### ウ 意見

本業務委託については、後記（4）ウのとおり、契約の性質または  
目的により契約の相手が特定されるものともいえず、随意契約をする  
のであれば、競争性を発揮できるよう、できる限り多数の業者から見  
積りを徴取することが望ましい。また、複数の見積りを徴取すること  
が困難な場合でも、類似の契約の委託料や他の自治体における委託料  
などを調査することが望ましい。

### (4) 随意契約の妥当性【指摘】

#### ア 現状

本業務委託の随意契約施行準備伺において、随意契約の理由として

「一般社団法人松江観光協会は地域の観光振興を目的とした団体で、松江国際観光案内所における４か国語での案内業務など、松江市を訪れる外国人観光客の対応に取り組んでいる。また旅行業界や松江の観光PRに精通した人材を雇用しているため、インバウンド対策事業を効果的に実施できる。」としている。また、所管課によれば、市のインバウンド対策事業について、韓国人観光客は市における訪日外国人の大多数を占め、集中的な対策を行う必要があり、受託者は地域の観光振興を目的とした団体で、韓国人の専門職員を雇用しており、韓国人観光客の誘客対策には、韓国語での対応及び旅行業界に精通し市の観光PRを効果的に行える人材の確保が必要であり、受託者以外不可能であることから、随意契約を行っているとのことである。

## イ 規範

松江市随意契約ガイドラインによれば、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する事例としては、①プロポーザル・コンペ方式により契約相手方を決定する契約、②特許権・著作権等の知的財産権の使用を必要とする契約、③定期点検・保守・修繕業務を内容とする契約、④法令等により契約の相手方が特定されている契約、⑤専門的な知識・技術、特殊な設備・販売ルート等、その他の者が有し得ない能力を必要とする契約、⑥能力その他の複数の条件を満たすことが契約相手方に必要となる契約、⑦協定・覚書等が存在し、契約相手が特定される契約、⑧契約行為を秘密にする必要がある契約が挙げられている。

## ウ 指摘

本業務委託においては、そもそも人材の確保は業務委託の内容となっており、受託者は当該業務委託契約により人材を確保することにな

るのであるから、人材の確保がその他の者が有し得ない能力とは言えない。また、旅行会社や観光コンサルティング業務を行う会社など、インバウンド対策事業を行うことが可能な事業者がいないともいえない。本業務委託の目的が「コロナ後を見据えた外国人観光客への情報発信や旅行会社との関係維持のため、官民を挙げた取り組みを進める必要がある、民間の視点を取り入れた運営によって、外国語での情報発信や現地旅行会社へのコンタクト、問い合わせ対応など、誘客につながる活動を幅広く実施する。」ことにあることからすると、旅行会社や観光コンサルティング業務を行う会社などの民間の会社により実施することも十分に考えられ、契約の性質または目的により契約の相手が特定されるものともいえない。受託者が地域の観光振興を目的とした団体であることと、本業務委託の内容を実施できるのが受託者以外いないこととの関係が不明であり、随意契約の理由として妥当ではなく、随意契約とすべきか否かも含め、検討すべきである。

## 第 18 令和 4 年度松江城周辺交通誘導警備業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

観光振興課

#### (2) 契約目的

本業務は、警備計画書に基づく松江城周辺交通誘導警備業務実施により、警備対象の事故発生を予防し、かつ安全を確保することを目的とする。

#### (3) 契約内容

受注者は、発注者に対し、契約書に添付された「警備計画書」に基づく松江城周辺交通誘導警備業務を実施することにより、警備対象の事故の発生を予防し、かつ安全を確保するための業務を提供する。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

飛鳥警備保障株式会社

##### イ 選定方法

一般競争入札

##### ウ 選定理由

入札結果による。

#### (5) 委託期間

令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月 26 日

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

655万5670円（税込）

##### イ 変更

令和 5 年 3 月 24 日付け警備請負変更契約により、契約金額が 59

4万0880円（税込）に減額されている。

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 契約条項の修正【指摘】

#### ア 現状

本業務に係る警備請負契約書第2条第1項は、「受注者は発注者に対し、別紙1警備計画書に基づく松江城周辺交通誘導警備業務実施により、警備対象の事故発生を予防し、かつ安全を確保するための業務を提供するものとする。」と規定している。

他方で、同条第2項は、「受注者は警備対象を調査のうえ前条の警備計画書を作成し、発注者の同意を得るものとする。」と規定している。

#### イ 規範

契約書の条項は、当該契約の内容が一義的に明らかとなるよう正確に表現又は記載されたものでなければならない。

#### ウ 指摘

本契約書第2条第1項は、「警備計画書」が本契約書内に「別紙1」として綴じ込まれることを想定している（実際に本契約書内に綴じ込まれている。）のに対し、同条第2項は、受託者が本契約に基づき、同条第1項の「警備計画書」を作成することとしており、その内容に矛盾がある。

この点、所管課は、「警備計画書」の作成手順について、「受注者が

契約時に発注者と内容確認したうえで作成するもの」と説明するが、上記手順は同条第 1 項及び第 2 項の規定ぶりと合致するものとはいえない。

契約書の条項は、具体的な作業手順を正確に反映したものに改めるべきである（例えば、契約書には、松江市が求める委託業務の概要を記載した「仕様書」等を添付することとし、これに基づいて受託者に具体的な警備計画書を提出させる等の方法が考えられる。）。

## 第 19 川向クリーンセンター施設維持管理運転業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

施設管理課

#### (2) 契約目的

発注者が所管する川向クリーンセンター（汚泥再生処理センター）を適正に維持管理し円滑な運転管理を行うことを目的とする。

#### (3) 契約内容

市内から排出されるし尿，浄化槽汚泥及び農業並びに漁業集落排水汚泥を川向クリーンセンターの貯留槽で受入れ，破碎後に凝集処理を行ったのちに汚泥脱水機にて含水率 70 % 以下に脱水を行い，脱水汚泥は当市のごみ溶融施設で助燃剤として使用，分離液は希釈を行い下水道へ放流する。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

水 i n g A M 株式会社中国営業所

##### イ 選定方法

一般競争入札

##### ウ 選定理由

入札結果による。

#### (5) 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

43,230,000 円（税込）

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 委託の必要性の検討【指摘】

#### ア 現状

川向クリーンセンターは平成11年から供用開始して業務委託を行っている。しかし、文書保存期間が5年のため、検討資料等は不存在であって、本業務を委託した理由については不明である。

#### イ 規範

業務委託は、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

そのため、業務委託契約を締結するに当たっては、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）を検討すべきである。また、毎年状況は変化するものと考えられるので、委託の必要性については、契約の都度、検討すべきである。

#### ウ 意見

毎年状況は変化するものと考えられるので、本業務委託契約を締結するに当たっても、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）を検討すべきである。

## (2) 再委託の承認申請書の記載【意見】

### ア 現状

委託契約書によれば、「受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に行わせてはならない」（委託契約書第4条第2項）とされ、「あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、…委託業務の一部の再委託をすることができる。」（同条第3項）とされている。そして、「前項に規定する承諾を得ようとするときは、受託者は、発注者が必要と認めた事項について書面をもって発注者に通知しなければならない」（同条第4項）されている。

本委託契約は、第三者（9社）に再委託されている。受託者から、契約締結日と同日である令和5年4月1日に、「委託業務の一部再委託の承認について」と題する書面が松江市に提出されており、再委託を申請する業務名及び再委託先が記載されており、再委託の必要性や再委託先の選定理由などの記載はなく、市は、再委託の申請に対して、受託者に資料の添付は求めている。

### イ 規範

委託契約は受託者が全ての業務内容を履行する能力があることを前提として、受託者が全ての委託業務を履行することを原則として、締結されるものである。再委託が行われる場合においては、再委託の必要性や、再委託先が業務内容を履行する能力があるか否か検討する必要がある。そのため、再委託の申請があった場合においては、再委託の必要性及び相当性について十分な検討と検証が可能となる程度に、申請書に記載させることが望ましい。

### ウ 意見

受託者に対して、承諾申請書の記載として、再委託の必要性、再委託先の履行能力などを検討、検証することができる程度の記載を求め

るため、「必要と認めた事項」（委託契約書第4条第4項）を定め、必要な資料の提供を受けることが望ましい。

### （３） 書面による承諾の必要性【指摘】

#### ア 現状

本業務委託においては、「あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、…委託業務の一部の再委託をすることができる。」（委託契約書第4条第3項）とされている。本業務委託は契約日と同日に再委託されているが、市から受託者に対して、書面による承諾はない。

#### イ 規範

委託契約は受託者が全ての業務内容を履行する能力があることを前提として、受託者が全ての委託業務を履行することを原則として、締結されるものである。再委託が行われる場合においては、再委託の必要性や、再委託先が業務内容を履行する能力があるか否か検討する必要がある、事前の書面による承諾を必要とする趣旨も、委託者に慎重な判断を行わせ、承諾の事実について事後の検証が可能とすることにあるものというべきである。

再委託において事前の書面による承諾を必要としている趣旨からすれば、再委託する場合には、契約の内容にそって、書面による承諾を行うべきである。

#### ウ 指摘

受託者からの再委託の承諾を求める通知に対する委託者の承諾は、契約の内容にそって書面により行うべきである。

### （４） 1者入札の原因の調査【意見】

#### ア 現状

本施設は平成11年4月から稼働しており、平成24年を除き、平成23年から令和4年まで、受託者が落札した結果、受託者と委託契約が締結されている。文書保存期間が5年であるため、平成30年度より前の応札状況は不明であるが、遅くとも平成30年度から、受託者による1者応札となっているものである。その原因として、市としては、平成26年、27年の2か年で基幹改良工事が行われ、その際、受託者が設計・施工をした特殊機器により施設の主要設備が構成されるようになったことから、受託者（グループ会社含む）以外では、施設の作動状況の点検・整備や部品の調達が難しいことから、応札がなかったのではないかと推測しているとのことである。

## イ 規範

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨を規定する。一般競争入札は、入札条件を見た希望者が提出する入札書により競争を行い、落札者を決定する方式であるところ、多くの参加者が得られれば競争性も確保できる。1者応札が継続していることは、適正な競争性が確保されているか疑義が生じ得るので、できる限り多くの参加を確保できるよう配慮すべきであり、1者応札が継続している場合は、その原因について調査を行うことが望ましい。

## ウ 意見

本業務委託は、受託者による1者応札が継続しており、市として1者応札の原因につき推測されてはいるものの、その原因を知るための事業者からの聞き取り調査（アンケート調査）などの調査を行うことが望ましい。

## 第20 松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

環境エネルギー課

#### (2) 契約目的等

##### ア 本契約の目的

松江市では、再生可能エネルギー導入促進のきっかけづくりとして、公共施設の使用電力を再生可能エネルギー100%とするための仕組みづくりを検討している。

本業務は、そのファーストステップとして、市役所環境エネルギー部が所管する環境関連施設を先行して対象とし、太陽光発電（オンサイトPPA・オフサイトPPA）と蓄電池の導入及び既存バイオマス発電の活用に向けた調査・検討を行うことを目的としている。

(※) オンサイトPPAとは、自社の敷地内に第三者であるPPA (Power Purchase Agreement〔電力購入契約〕) 事業者が太陽光発電設備を導入し、PPA 事業者が電気料金を支払うことで、そこから電力を調達する仕組みをいう。消費電力量に応じた金額を支払うものであり、「第三者保有モデル」とも呼ばれる（環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「再エネ調達のための太陽光発電設備導入について」(2023年9月) 参照)。

(※) オフサイトPPAとは、再エネ電源の所有者である発電事業者（デベロッパー、投資家等含む）と電力の購入者（需要家等）が、事前に合意した価格及び期間における再エネ電力の売買契約を締結し、需要地ではないオフサイトに導入された再エネ電源で発電された再エネ電力を、一般の電力系統を介して当該電力の購入者へ供給する契約方式をいう（環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「オ

フサイトコーポレート P P A について」(2022 年 3 月更新版)  
参照)。

## イ 対象施設

### ① オンサイト検討地点

松江市環境センター，エコクリーン松江，松江市川向リサイクル  
プラザ，松江市西持田リサイクルプラザ，松江市西持田不燃物処理  
場，西持田最終処分場

### ② オフサイト検討地点（いずれも廃止施設）

高尾谷最終処分場，三沢ごみ処理場跡地，島根一般廃棄物最終処  
分場，八雲農産廃棄物処理場，玉湯不燃物処理場跡地，松江市北工  
場

### ③ バイオマス発電所

エコクリーン松江

## (3) 契約内容

### ア 計画準備

#### イ オンサイト P P A 太陽光発電設置検討

##### ① パネル設置可能場所の検討

##### ② 系統連系の可否検討

##### ③ 系統連系の方法の検討

#### ウ オフサイト P P A 太陽光発電設置検討

##### ① パネル設置可能範囲の検討

##### ② 処分場跡地利用に係る技術検討

##### ③ 系統連系の可否検討

##### ④ 測量調査

##### ⑤ 地質調査

#### エ 電力供給先施設への蓄電池設置検討

① 需給検討・蓄電池容量選定

② 蓄電池設置方法の検討

オ バイオマス発電活用検討

カ とりまとめ整理

キ 打合せ協議

ク 成果品の納品

成果品として、「松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託報告書」（２部及び電子データ一式）を納品する。

#### （４） 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

中電技術コンサルタント株式会社 山陰支社

##### イ 選定方法

プロポーザル方式

##### ウ 選定理由

本業務は、太陽光発電と蓄電池の導入及び既存バイオマス発電の活用に向けた調査・検討をするものであり、履行に当たっては、最新の知識や技術に関する知見とともに考察する力量が求められることから、委託契約相手方の選定に当たっては価格のみでなく、類似業務の実績や専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式によって契約の相手方となる候補者を決定したものの。

#### （５） 委託期間

令和４年１１月５日から令和５年３月１５日

#### （６） 金額

##### ア 契約金額

３８０４万９０００円（税込）

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 再委託に係る事前承諾の徹底【指摘】

#### ア 現状

受託者は、松江市に対し、令和5年2月6日付け「再委託（変更）承諾申請書」において、本業務のうち「ボーリング現地作業の作業補助、悪臭測定一式」を、株式会社共立エンジニアに再委託する旨申請し、同日付けで松江市の承諾を得ている。

しかしながら、受託者から松江市に提出された株式会社共立エンジニア宛て注文書は令和5年1月24日付けで作成されており、上記再委託に係る松江市の承諾より前の日付となっている。

#### イ 規範

本業務の委託契約書においては、本業務の全部または一部の第三者への委託（再委託）が禁止されている一方、発注者の書面による事前の承諾があったときは、再委託を可能とする旨規定されている（第12条）。

#### ウ 指摘

委託契約上、原則として再委託は禁止されており、松江市の事前の承諾を得た場合に限り、これが許されている以上、受託者に対して、上記の手続を遵守するよう徹底すべきである。

## (2) 十分なプロポーザル募集期間の確保【意見】

### ア 現状

本業務は、プロポーザル方式により委託先が決定されているところ、プロポーザルの募集日程及び審査日程は、次のとおりであった（日時はいずれも令和4年）。

① 募集要項等の配布 9月28日から10月12日17時まで

② 質問書の提出期限 10月5日17時必着

③ 質問書に対する回答 10月7日予定

④ プロポーザル参加表明書提出期限 10月12日17時必着

⑤ 辞退届の提出期限 10月18日17時必着

⑥ 提案書等の提出期限 10月18日17時必着

⑦ プレゼンテーション詳細の案内 10月19日予定

⑧ プレゼンテーションの開催 10月20日予定

⑨ 審査結果通知 10月24日予定

⑩ 契約締結 11月4日予定

また、本プロポーザルへの参加資格要件は、松江市内に本社を有する事業者又は松江市内に契約を委任した営業所を有する事業者であって、松江市競争入札参加資格を有する者であり、測量建設コンサルタントを含めた複数の事業者が要件を満たすものであった。

### イ 規範

松江市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインは、プロポーザル方式による契約を、「その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選択するため」（第2条）に実施するものと位置づけ、「プロポーザル

方式による契約の公正性、透明性及び客観性を担保し、事業効果、効率性を図るため」(第1条)の手続を規律している。

したがって、プロポーザル方式を採用する場合には、価格の高低のみならず、多角的な視点から多様な事業者の適正を比較検討できる形で実施すべきであり、少なくとも事業者において十分な検討を行うに足る募集期間を設定する等、十分な競争性を確保しうる環境を整えるのが望ましい。

## ウ 意見

本業務は、最終的な委託額が3804万9000円(税込)に上る高額案件であるにもかかわらず、プロポーザル募集期間(募集要項等の配布から提案書等の提出期限まで)が21日間(令和4年9月28日から同年10月18日)と短く、プロポーザル参加事業者も1者のみであり、結果的に同者と随意契約が締結されている。

もちろん、事業者がプロポーザルへ参加するか否かは、様々な要因があり得るのであり、必ずしも募集期間の長短のみによって決まるものではない。

本業務への参加事業者が結果的に1者のみであったことを踏まえると、本業務のような高額案件については、十分な競争性を担保しうる環境を整えるという観点からも、プロポーザルに参加するか否かを十分に検討できるだけの募集期間を設定するのが望ましい。

## (3) 委託費の妥当性を担保する方策の検討【意見】

### ア 現状

本業務の委託費は、総額3804万9000円(税込)であり、その内訳は、委託先作成の見積書によると、①検討業務：1809万円、②測量業務：877万円、③地質調査業務：735万円、④地質調査

解析業務：38万円，⑤消費税(10%)：345万9000円である。

これらの費用のうち，②測量業務，③地質調査業務，④地質調査解析業務については，概ね国土交通省が作成した積算基準にそうものであるが，①検討業務については格別の基準等はない。

## イ 規範

地方公共団体は，その事務を処理するに当たっては，住民の福祉の増進に努めるとともに，最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14条）。

また，プロポーザル方式は，「その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において，実績，専門性，技術力，企画力，創造性等を勘案し，総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため」（松江市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第2条第1項）に実施されるものであるから，当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を決定するためには，少なくとも2者以上がプロポーザルに参加し，価格も含めた当該業務の企画提案をすることが望ましい。

なお，松江市随意契約ガイドラインは，1者随契の場合において，契約の性質又は目的により契約の相手が特定されるとき等には，見積徴取者数を1人とすることができるとしているが，その場合は，「原則として価格の妥当性（積算内訳，類似契約，他市事例等）を調査のうえ，適正な設計額を設定すること」を求めている（第2条第2項）。

## ウ 意見

本業務の委託費の約半分を占める①検討業務については，委託先が作成した見積書のほかに，その金額の妥当性を比較対照するものがない。

本業務の委託先がプロポーザルによって決定されていること，検討

業務について客観的な費用の基準を見出すことが困難であること等の事情を踏まえても、本業務に係るプロポーザル参加事業者が1者であったことから、検討業務の内容及び額の妥当性が真に担保されているか否か、疑問の余地がある。

上記（２）の意見と重なるが、できる限りプロポーザル参加事業者を増やすような方策を検討し、委託費の妥当性を担保できるようにするのが望ましい。

#### （４） 委託の必要性の明記【意見】

##### ア 現状

本業務を委託する必要性については、所管課によると、本業務では、傾斜角や日射量について調査が必要なパネル設置可能範囲の検討や、系統連系の可否検討など市職員では対応できない専門性の高い業務が含まれていること、脱炭素先行地域へ応募するにあたり、実施調査（ＦＳ調査等）を実施することにより、再エネの導入可能量をより確実に把握していることが求められていることから、直営は困難であると考えたとのことである。

しかしながら、本業務委託契約の随意契約施行準備伺においては、当該業務を委託する必要性についての記載はない。

##### イ 規範

業務委託は、地方自治法第２条第１４項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

業務委託契約を締結するに当たっての随意契約施行準備伺におい

ては、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）をできる限り記載すべきである。

#### ウ 意見

業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。

## 第 2 1 動物路上等死骸処理業務委託

### 1 概要

#### (1) 所管課

リサイクル都市推進課

#### (2) 契約目的

市道等，市道側溝，空き地，公共の場所での交通事故等で死亡した動物死骸の回収処理を行い環境衛生の保持と交通安全確保を目的とする。

#### (3) 契約内容

市道等（市道側溝，空き地含む）に放置してある動物の死骸を回収し，ビニール袋に入れて速やかに上下水道局東側敷地内の指定場所へ搬入する業務を委託する。

#### (4) 契約方法及びその理由

##### ア 受託者

有限会社島根浄化槽サービスセンター

##### イ 選定方法

一般競争入札

##### ウ 選定理由

入札結果による。

#### (5) 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日

#### (6) 金額

##### ア 契約金額

5, 1 0 4, 0 0 0 円（税込）

## 2 監査の方法

所管課に対する書面ヒアリングを実施し、資料の提供を受けて監査を実施した。

## 3 監査の結果

### (1) 設計額の検討【意見】

#### ア 現状

本業務委託に係る入札においては、直近5年間、受託者の1者入札が続いている状況である。令和3年度は不落となり、現在の受託者と随意契約をした後、仕様を変更して再度の入札が実施され、現在の受託者が落札している。

市では、1者入札が続いている理由として、極めて公共性の高い業務であるため動物の死骸を扱う専門業者が存在しないこと、非定常業務なため従業員の業務管理に創意工夫が必要なことなど、総じて人員の確保が難しいことが理由であると認識している。

なお、本業務委託の入札予定価格ないし標準価格は、島根県の公共工事設計労務単価を用いて積算している。

#### イ 規範

地方公共団体の行う契約事務においては、公正な処理を実現し、機会均等の理念に適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札が原則とされる（地方自治法第234条第1項・第2項）。

1者入札の状況が継続すると、公正な処理を実現し、機会均等の理念に適合し、かつ経済性を確保するという入札の合理性が失われる可能性があるうえ、設計額が安価で経済的な理由から参加事業者がいない状況であるとする、適正な業務がなされないおそれもあり、入札業者がいなくなるおそれもある。

地方公共団体の行う入札については、できる限り 1 者入札が継続しないよう配慮すべきである。

また、市場原理になじまない地方公共団体の業務である点を考慮すると、設計額を単に公共工事設計労務単価を用いて積算したのみでは、参加事業者の増加は見込めない。業務委託は、地方自治法第 2 条第 1 4 項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に基づき、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に実施されるべきものである。

そのため、市が直営で行う場合よりも経済性、効率性、有効性が認められる範囲で、参加業者の増加の見込める設計額を検討すべきである。

## ウ 意見

1 者入札が継続しないよう、市での直営の実施も含めて設計額を検討し、複数の事業者が入札に参加できるように配慮することが望ましい。

## 第6章 総括

松江市では、令和4年度現在、指定管理者制度を除き、松江市役所本庁の委託契約件数は4024件あり、委託料総額は11,493,683千円であり、松江市の令和4年度の一般会計の歳出合計に占める割合は10.28%に及んでいる。

松江市では、財政健全化の方策として、業務の効率化の推進として、民間への業務委託を推進することが挙げられており、実際、過去3年間における一般会計の歳出合計に占める委託料の割合も増加している。

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めていることからすると、地方公共団体が委託契約を締結する場合は、委託契約の必要性が認められ、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に限り実施されるべきものと解される。

本監査対象の業務委託契約の中には、委託の必要性についての明示がないもの、契約の都度、委託の必要性の検討がなされていないものも存在しており、また、業務委託を随意契約する場合に委託費用について類似契約や他市事例等の調査が行われていないものも存在した。

業務委託の必要性（経済性、効率性、有効性）が十分に検討された上で業務委託がなされることにより、真に財政健全化のための業務委託が実現できるものと考えられる。本監査が、今後の業務委託の検討に当たって一助となれば、幸いである。

監査の対象となった各所管課の職員の方々に対しては、大変多忙な日々の業務の中、回答に時間を割いていただいたことに感謝し、また、書類提出の調整等に尽力いただいた組織戦略課の職員の方々にも、感謝を申し上げ、本監査報告を終える。

## 指摘及び意見一覧表

### 第1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第2 一覧表」記載のとおりである。

本監査における「指摘」と「意見」の定義、及び、それぞれの個数は、次のとおりである。

|    |                                                                             |    |
|----|-----------------------------------------------------------------------------|----|
| 指摘 | 地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、法令又は規則等に照らして改善を要する必要があると判断したもの。    | 15 |
| 意見 | 地方自治法第252条の38第2項に定められている「監査の結果に添えて提出する意見」であり、将来のために改善・改良していくことが望ましいと判断したもの。 | 38 |

### 第2 一覧表

| 番号               | 指摘／意見 | 内 容                                                                                                                |
|------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 埋蔵文化財発掘調査事業委託 |       |                                                                                                                    |
| 1                | 指摘    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書の記載内容</li> </ul> <p>本委託契約については、業務委託契約書において、委託内容は仕様書によることを明記すべきである。</p> |
| 2                | 意見    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託の必要性の明記</li> </ul> <p>業務を委託するに当たっては、委託の必要性</p>                          |

|                                 |    |                                                                                                                                                  |
|---------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 |    | (経済性, 効率性, 有効性等)が必要であり, 随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。                                                                                            |
| 3                               | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託費の相当性の検討</li> </ul> 特命随意(1者随意)契約を締結するに当たって, 業務委託費の妥当性を判断するため, 積算内訳だけでなく, 類似契約や他市事例等の調査も行うことが望ましい。    |
| 4                               | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の相当性の検討</li> </ul> 受託者の組織体制の変更に関わりなく, 発掘調査依頼に対する対応が遅滞する状況となった時点で, 市の直営も含めて当該業務を委託することの相当性を検討することが望ましい。 |
| 第2 令和4年度中村元博士所蔵文書検索管理システム入力業務委託 |    |                                                                                                                                                  |
| 5                               | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約施行伺と委託契約書の業務内容の記載の不一致</li> </ul> 随意契約施行伺の業務内容と委託契約の業務内容の記載は一致させるべきである。                               |
| 6                               | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託費の相当性の検討</li> </ul> 特命随意(1者随意)契約を締結するに当たって, 積算内訳だけでなく, 類似契約や他市事例等の調査も行うことが望ましい。                      |
| 第3 松江市内道路パトロール業務委託              |    |                                                                                                                                                  |
| 7                               | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の必要性の検討</li> </ul> 毎年状況は変化するものと考えられるので, 本                                                              |

|                             |    |                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |    | 業務委託契約を締結するに当たっても、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）を検討すべきである。                                                                                                                               |
| 第 4 令和 4 年度大海崎（2）地区地籍調査業務委託 |    |                                                                                                                                                                                       |
| 8                           | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容の記載</li> </ul> <p>再委託の申請を承諾するにあたり、市としては、再委託する業務の内容について、より具体的な記載を求め、各工程のどのような業務について再委託するのか、補助業務とは具体的にどのような業務をいうのか、より具体的な記載を求めることが望ましい。</p> |
| 9                           | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の必要性及び再委託予定者の選定理由の記載</li> </ul> <p>再委託承諾申請書における再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由の記載についても、再委託の必要性及び相当性について十分な検討と検証が可能となる程度に、申請書に具体的に記載させることが望ましい。</p> |
| 第 5 松江市忌部コミュニティバス運行業務委託     |    |                                                                                                                                                                                       |
| 1 0                         | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加事業者の増加</li> </ul> <p>業務委託費により運転手の確保を賄える額にするなど、上限設定額の変更も含めて、プロポーザル方式の公募に複数の事業者が参加できるよう検討することが望ましい。</p>                                       |
| 1 1                         | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限設定額の検討</li> </ul>                                                                                                                           |

|                             |    |                                                                                                                               |
|-----------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |    | <p>本委託契約の上限設定額については、前回契約額を基準とすべきではなく、参加事業者の実情にあった設定方法を検討することが望ましい。</p>                                                        |
| 第 6 令和 4 年度松江市職員給与・福利厚生業務委託 |    |                                                                                                                               |
| 1 2                         | 意見 | <p>・参加事業者の増加</p> <p>1 者入札が継続しないよう、入札参加資格の緩和など、複数の事業者が入札に参加できるように配慮することが望ましい。</p>                                              |
| 1 3                         | 意見 | <p>・成果物の著作権人格権</p> <p>市が本業務委託の成果物を制限なく使用できるようにするため、本業務委託契約の内容として、受託者との間で著作権人格権の不行使等を明示することが望ましい。</p>                          |
| 第 7 松江市ホームページリニューアル業務委託     |    |                                                                                                                               |
| 1 4                         | 意見 | <p>・参加事業者の増加</p> <p>複数の登録事業者から公募があるとの想定が外れ、結果的に応募者が 1 者だけだったことを踏まえ、できる限り多くの参加者を確保できるように応募資格を検討し、1 者の応募とならないよう配慮することが望ましい。</p> |
| 1 5                         | 意見 | <p>・「大部分」の判断基準</p> <p>再委託の契約金額や、履行に関与する人数などの数字等の基準を設け、「大部分」に該当するかどうかの判断を明確にすることが望ましい。</p>                                     |
| 1 6                         | 指摘 | <p>・「大部分」の該当性の審査</p>                                                                                                          |

|                            |    |                                                                                                                                     |
|----------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            |    | <p>再委託の申請にあたり, 受託者と再委託先との契約金額を確認したり, 再委託に係る承諾依頼書, プレゼンテーション資料の他にも資料の提供を受けたりするなど, 再委託が「大部分」の委託にあたるか否かの判断は慎重に行うべきである。</p>             |
| 17                         | 意見 | <p>・再委託の必要性の明記</p> <p>再委託に係る承諾依頼書には, 再委託にかかる業務の他, 再委託の必要性・相当性についても記載を求めることが望ましい。</p>                                                |
| 第8 令和4年度第2電算室ハウジングサービス業務委託 |    |                                                                                                                                     |
| 18                         | 意見 | <p>・委託の必要性の明記</p> <p>業務を委託するに当たっては, 委託の必要性(経済性, 効率性, 有効性等)が必要であり, 随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。</p>                                 |
| 19                         | 意見 | <p>・一定期間ごとの価格の見直しの検討</p> <p>過去に価格競争を実施した経緯があったとしても, その後も漫然と随意契約を継続するのではなく, 少なくとも数年ごとに価格競争を実施する等, 適切な価格設定であるか否かを定期的に検討することが望ましい。</p> |
| 20                         | 意見 | <p>・移設した場合の経費の試算</p> <p>長期のベンダーロック状態が続くことが好ましいか否か, 長期的なランニングコストを考慮したとき, より経済的な選択肢はないか等の観点か</p>                                      |

|                           |    |                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           |    | <p>らも検討がなされるのが望ましい。</p>                                                                                                                                                          |
| 2 1                       | 意見 | <p>・ 契約条項の再検討</p> <p>本サービスを利用できない状態が生じる事由は様々考えられるが、少なくとも、本契約に基づくサービスを受託者から受けられなかったにもかかわらず、一定の場合には一律に料金の支払義務を免れないとする条項は、その合理性に疑問がある。今後の契約の際には、本条項の妥当性について、受託者と十分に交渉することが望ましい。</p> |
| 2 2                       | 意見 | <p>・ 契約目的の委託契約書への明記</p> <p>委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。</p>                                                                                                                    |
| 第 9 松江市中海振興ビジョン（仮称）策定業務委託 |    |                                                                                                                                                                                  |
| 2 3                       | 意見 | <p>・ 計画の評価基準の策定</p> <p>行政計画の内容については、今後、市が行政計画を実行していく過程において、評価・修正等が行われていくものと考えられるが、それらの結果をフィードバックするなどして、業務委託により策定された振興ビジョンを評価できる基準などを設定することを検討することが望ましい。</p>                      |
| 第 1 0 総合案内・電話交換業務委託       |    |                                                                                                                                                                                  |
| 2 4                       | 指摘 | <p>・ 委託によるコスト削減効果の検討</p> <p>本業務を外部に委託するに際しては、委託の必要性を検討した上、外部に委託することによって得られるコスト削減効果を検討すべきである。</p>                                                                                 |

|                                                        |    |                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 5                                                    | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約目的の委託契約書への明記</li> </ul> <p>委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。</p>                                                                          |
| 第 1 1 松江市公園墓地芝生草地管理業務委託                                |    |                                                                                                                                                                                   |
| 2 6                                                    | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約目的の委託契約書への明記</li> </ul> <p>委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。</p>                                                                          |
| 第 1 2 R u b y C i t y M A T S U E プロジェクト 2. 0 計画策定業務委託 |    |                                                                                                                                                                                   |
| 2 7                                                    | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託の必要性の明記</li> </ul> <p>随意契約施行伺において、本事業を業務委託する必要性について記載することが望ましい。</p>                                                                    |
| 2 8                                                    | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加事業者の増加</li> </ul> <p>公募型プロポーザルへの応募が受託者 1 者だったことを踏まえ、1 者の応募とならないよう、複数の事業者が参加できるように配慮することが望ましい。</p>                                      |
| 第 1 3 生活困窮者就労準備支援及び生活困窮者家計改善支援事業業務委託                   |    |                                                                                                                                                                                   |
| 2 9                                                    | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約の理由の記載</li> </ul> <p>「この契約は、このような団体と締結するもの」との記載は、前段のどの部分が随意契約の理由とされているのか不明確であるため、随意契約の理由の記載方法として不十分であり、随意契約の理由をより具体的な記載をすることが望まし</p> |

|                                     |    |                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     |    | い。                                                                                                                                                                                                        |
| 3 0                                 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託費の相当性の検討</li> </ul> <p>特命随意（１者随意）契約を締結するに当たって、積算内訳だけでなく、類似契約や他市事例等の調査も行うことが望ましい。</p>                                                                         |
| 3 1                                 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託の必要性の明記</li> </ul> <p>業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。</p>                                                               |
| 第 1 4 プラバホール音楽振興業務委託                |    |                                                                                                                                                                                                           |
| 3 2                                 | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再委託の可否に関する検討</li> </ul> <p>再委託の承認に当たっては、松江市随意契約ガイドラインに従い、受託者に対し、「再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面」の提出及び承認審査に必要となる各種資料等の提出を求めるべきである。</p> |
| 3 3                                 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託の必要性の明記</li> </ul> <p>業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。</p>                                                               |
| 第 1 5 松江市立南学校給食センター整備及び運営事業維持管理業務委託 |    |                                                                                                                                                                                                           |

|                                 |    |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 4                             | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面による承諾</li> </ul> <p>協力企業以外の再委託先について、再委託の必要性や、再委託先が業務委託を履行する能力があるか否か検討するための、資料等の提供を求めることが望ましい。</p>                                                                          |
| 3 5                             | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再委託先の個人情報保護義務</li> </ul> <p>市としては、受託者が、再委託先から、受託者が市に対して負う義務と同様の義務を履行する旨の意思表示を得ているか、確認すべきである。</p>                                                                             |
| 第 1 6 松江市立穴道学校給食センター副食配送・回収業務委託 |    |                                                                                                                                                                                                                       |
| 3 6                             | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車検期間満了後の新たな車検証写しの徴求</li> </ul> <p>本業務が万が一にも車検切れ車両により遂行されることのないよう、契約期間中に車検期間が満了する場合は、すみやかに新たな車検証を徴求するよう仕様書を改めるべきである。</p>                                                      |
| 3 7                             | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業務の従事者に対する勤務時間の指定</li> </ul> <p>本業務の委託にあたり、市が、受託者に対し、配送及び回収スケジュールを指定することはあるとしても、本業務に従事する者の勤務時間や休憩時間までをも詳細仕様書で指定することはできない。委託料を算出する際の目安とする趣旨であれば、詳細仕様書上もその旨明確にしておくべきである。</p> |
| 3 8                             | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争性確保の方策の検討</li> </ul> <p>本業務は必ずしも特殊な技術等を要する業務</p>                                                                                                                           |

|                    |    |                                                                                                                                                                  |
|--------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |    | <p>ではないから、例えば、他の類似業務と併せた契約として入札を実施したり、現状の５年間という契約期間を変更したりする等、競争性を確保するための方策を検討するのが望ましい。</p>                                                                       |
| ３９                 | 意見 | <p>・ 契約目的の委託契約書への明記</p> <p>委託契約書には、本契約を締結する目的を明記するのが望ましい。</p>                                                                                                    |
| 第１７ インバウンド対策事業業務委託 |    |                                                                                                                                                                  |
| ４０                 | 指摘 | <p>・ 業務委託方法の相当性</p> <p>本業務委託契約の常勤の者の雇用という委託業務内容は、受託者が労働者派遣事業を行う事業主となる可能性があり、偽装請負の疑義があるので、契約の内容を変更すべきである。</p>                                                     |
| ４１                 | 意見 | <p>・ 委託の必要性の明記</p> <p>業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。</p>                                                                 |
| ４２                 | 意見 | <p>・ 業務委託費の相当性の検討</p> <p>本業務委託については、契約の性質または目的により契約の相手が特定されるものともいえず、随意契約をするのであれば、競争性を発揮できるよう、できる限り多数の業者から見積徴取することが望ましい。また、複数の見積りを徴取することが困難な場合でも、類似の契約の委託料や他の</p> |

|                              |    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              |    | 自治体における委託料などを調査することが望ましい。                                                                                                                                                                                                                        |
| 4 3                          | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約の妥当性</li> </ul> <p>本業務委託の目的からすると、民間の会社により実施することも十分に考えられ、契約の性質または目的により契約の相手が特定されるものともいえず、受託者が地域の観光振興を目的とした団体であることと、本業務委託の内容を実施できるのが受託者以外いないことの関係が不明であり、随意契約の理由として妥当ではなく、随意契約とすべきか否かも含め、検討すべきである。</p> |
| 第 1 8 令和 4 年度松江城周辺交通誘導警備業務委託 |    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4 4                          | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約条項の修正</li> </ul> <p>契約書の条項は、具体的な作業手順を正確に反映したものに改めるべきである。</p>                                                                                                                                          |
| 第 1 9 川向クリーンセンター施設維持管理運転業務委託 |    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4 5                          | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託の必要性の検討</li> </ul> <p>毎年状況は変化するものと考えられるので、本業務委託契約を締結するに当たっても、業務委託をすることの必要性（経済性、効率性、有効性等）を検討すべきである。</p>                                                                                                |
| 4 6                          | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再委託の承認申請書の記載</li> </ul> <p>受託者に対して、承諾申請書の記載として、再委託の必要性、再委託先の履行能力などを検討、検証することができる程度の記載を求めるため、</p>                                                                                                        |

|                               |    |                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                               |    | 「必要と認めた事項」(委託契約書第4条第4項)を定め、必要な資料の提供を受けることが望ましい。                                                                                                                                         |
| 47                            | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面による承諾の必要性</li> </ul> <p>受託者からの再委託の承諾を求める通知に対する委託者の承諾は、契約の内容にそって書面により行うべきである。</p>                                                             |
| 48                            | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1者入札の原因の調査</li> </ul> <p>本業務委託は、受託者による1者応札が継続しており、市として1者応札の原因につき推測されてはいるものの、その原因を知るための事業者からの聞き取り調査(アンケート調査)などの調査を行うことが望ましい。</p>                |
| 第20 松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託 |    |                                                                                                                                                                                         |
| 49                            | 指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再委託に係る事前承諾の徹底</li> </ul> <p>委託契約上、原則として再委託は禁止されており、松江市の事前の承諾を得た場合に限り、これが許されている以上、受託者に対して、上記の手続を遵守するよう徹底すべきである。</p>                             |
| 50                            | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分なプロポーザル募集期間の確保</li> </ul> <p>本業務への参加事業者が結果的に1者のみであったことを踏まえると、本業務のような高額案件については、十分な競争性を担保しうる環境を整えるという観点からも、プロポーザルに参加するか否かを十分に検討できるだけの募集期間を</p> |

|                     |    |                                                                                                                                             |
|---------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     |    | 設定するのが望ましい。                                                                                                                                 |
| 5 1                 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託費の妥当性を担保する方策の検討</li> </ul> <p>できる限りプロポーザル参加事業者を増やすような方策を検討し、委託費の妥当性を担保できるようにするのが望ましい。</p>        |
| 5 2                 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託の必要性の明記</li> </ul> <p>業務を委託するに当たっては、委託の必要性（経済性、効率性、有効性等）が必要であり、随意契約施行準備伺に委託の必要性を明記することが望ましい。</p> |
| 第 2 1 動物路上等死骸処理業務委託 |    |                                                                                                                                             |
| 5 3                 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計額の検討</li> </ul> <p>1 者入札が継続しないよう、市での直営の実施も含めて設計額を検討し、複数の事業者が入札に参加できるように配慮することが望ましい。</p>          |